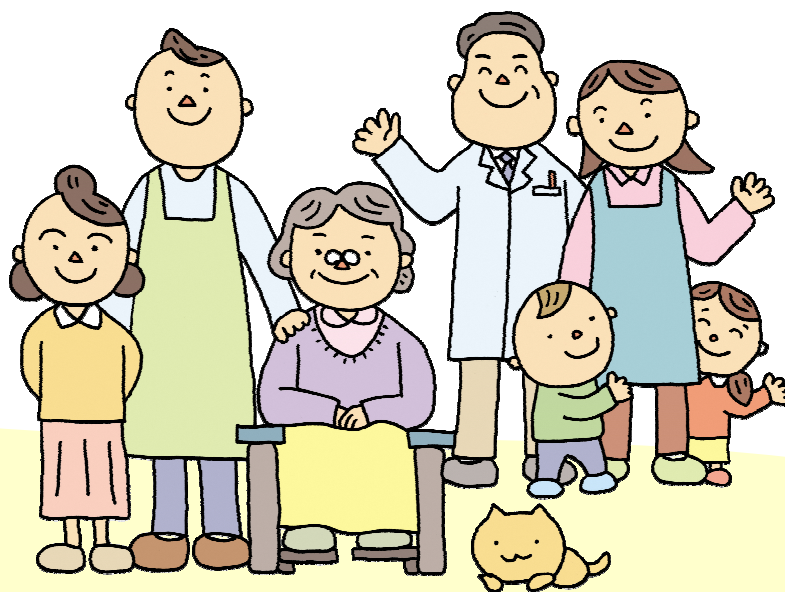
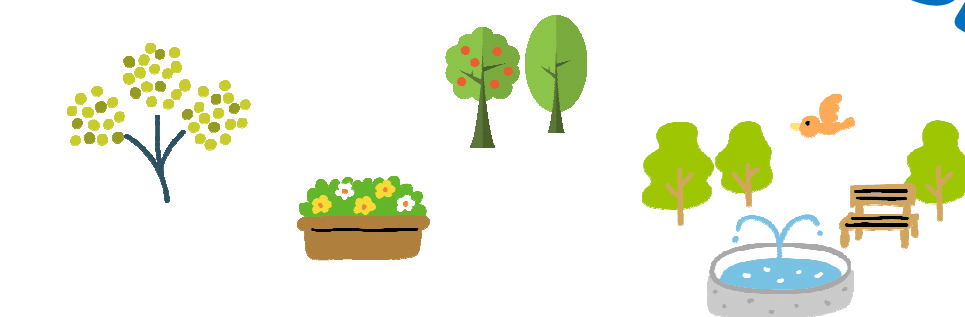


# 第3次江南市障害者計画

すべての人の  
「社会参加と自立」の実現



平成30年3月  
江南市

## ごあいさつ

本市においては、平成 21 年 3 月に策定した「江南市障害者計画」に基づき、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指して、社会環境づくりに努めてまいりました。

この間、国の障害福祉施策においては、平成 25 年に障害福祉施策の大きな転換点となった「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」の批准、また、平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務づけられました。

このように障害者を取り巻く環境が大きく変わる中、現在の江南市障害者計画では、平成 30 年度までを計画期間としておりましたが、国の動向や社会情勢、障害のある人のニーズの変化を踏まえ、計画期間を 1 年前倒しし、計画の見直しを行うこととしました。

この計画では、障害のある方が地域の中で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざして、「すべての人の『社会参加と自立』の実現」に向け、障害者施策のより一層の充実に取り組んでまいりますので、今後ともご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまを始め、貴重なご意見やご提案をいただきました江南市総合支援協議会委員の皆さま並びに関係者の皆さまに心より感謝を申し上げます。



平成 30 年 3 月

江南市長 澤 田 和 延



## 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
(1) 国の動向	1
(2) 計画策定の趣旨	2
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 計画の期間	4
第2章 障害者（児）を取り巻く現状	5
(1) 人口の状況	5
(2) 障害のある人の状況	6
(3) 難病患者の状況	8
(4) 虐待・DVの状況	8
(5) 就労の状況	9
(6) 療育・教育の状況	9
(7) アンケート結果の概要	12
(8) 団体ヒアリング結果の概要	22
(9) 現状と課題のまとめ	26
第3章 基本的な方向	27
(1) 基本理念	27
(2) 基本目標	27
(3) 施策の体系	28
第4章 施策の展開	29
基本目標1 障害のある人への理解と支援の促進	29
基本目標2 自立した生活への支援	34
基本目標3 安心・安全な地域づくりの推進	42
第5章 計画の推進に向けて	44
(1) 推進体制と計画の進行管理	44
(2) 関係機関等の連携	45
(3) 計画の普及・啓発	45
第6章 資料編	46
(1) 江南市総合支援協議会設置要綱	46
(2) 江南市総合支援協議会委員名簿	48
(3) 策定経過	49



# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## (1) 国の動向

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法<sup>※1</sup>」)は、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討が行われ、平成28年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。各市町村では引き続き「障害者総合支援法」に基づき「障害福祉計画」を策定するとともに、児童福祉法の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

また、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約<sup>※2</sup>」の批准書が国際連合(以下「国連」)に寄託され、これにより、平成26年2月19日に我が国において効力を生ずることとなりました。国では、この権利条約批准に向け、様々な国内法を整備してきましたが、なかでも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法<sup>※3</sup>」)は、平成28年4月の施行に伴い、行政機関や事業者等に対する障害を理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮<sup>※4</sup>の提供の義務づけ(行政機関等は法的義務、事業者は努力義務)が規定されました。

そして、平成28年7月に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が目指されることとなりました。障害福祉分野でも、「地域共生社会」の理念のもと、地域での就労の場づくりや、障害のある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス<sup>※5</sup>」の創設等を進めていくことが示されています。

---

### ※1 障害者総合支援法

平成25年4月1日に施行。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

### ※2 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

### ※3 障害者差別解消法

「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めている。

### ※4 合理的配慮

障害のある人が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失った負担又は過度の負担」を課さない程度における配慮のこと。

### ※5 共生型サービス

同一の事業所で、介護保険と障害福祉のサービスが一体的に提供できるサービス、仕組みであり、障害のある人・児童が介護保険事業所を、また、高齢者が障害福祉事業所を利用しても、給付対象となる。

■近年の主な法整備

年	法整備		
平成 25 年	・「障害者総合支援法」施行 ・「障害者優先調達推進法」施行		
平成 26 年	・「精神障害者保健福祉法」一部改正 ・「障害者権利条約」批准		
平成 27 年	・「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行		
平成 28 年	・「障害者差別解消法」施行 ・「障害者雇用促進法」一部改正 ・「発達障害者支援法」一部改正 ・「障害者総合支援法」「児童福祉法」一部改正		
平成 30 年	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者総合支援法」一部改正（一部施行）</li> <li>・地域生活支援の強化 自立生活援助サービスの創設</li> <li>・就労支援の強化 就労定着支援サービスの創設</li> <li>・障害者の高齢化への対応 介護保険サービスへの移行に伴う費用負担の軽減措置</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; border-left: 1px dashed black;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」一部改正（一部施行）</li> <li>・発達支援サービスの強化 外出が困難な障害児に居宅訪問による発達支援サービス提供</li> <li>・関係機関の連携の強化 保健・医療・福祉等の連携を促進し、医療的ケアを必要とする児童の対応</li> <li>・障害児福祉計画の策定</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者総合支援法」一部改正（一部施行）</li> <li>・地域生活支援の強化 自立生活援助サービスの創設</li> <li>・就労支援の強化 就労定着支援サービスの創設</li> <li>・障害者の高齢化への対応 介護保険サービスへの移行に伴う費用負担の軽減措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」一部改正（一部施行）</li> <li>・発達支援サービスの強化 外出が困難な障害児に居宅訪問による発達支援サービス提供</li> <li>・関係機関の連携の強化 保健・医療・福祉等の連携を促進し、医療的ケアを必要とする児童の対応</li> <li>・障害児福祉計画の策定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者総合支援法」一部改正（一部施行）</li> <li>・地域生活支援の強化 自立生活援助サービスの創設</li> <li>・就労支援の強化 就労定着支援サービスの創設</li> <li>・障害者の高齢化への対応 介護保険サービスへの移行に伴う費用負担の軽減措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」一部改正（一部施行）</li> <li>・発達支援サービスの強化 外出が困難な障害児に居宅訪問による発達支援サービス提供</li> <li>・関係機関の連携の強化 保健・医療・福祉等の連携を促進し、医療的ケアを必要とする児童の対応</li> <li>・障害児福祉計画の策定</li> </ul>		

（２）計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度に障害者基本法に基づく第 2 次江南市障害者計画を策定し、「すべての人の『社会参加と自立』の実現」を基本理念に、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

一方で、高齢化の進展やこころの病、発達障害<sup>※6</sup>の増加により、障害者数は増える傾向にあり、障害福祉サービスを受ける障害者は、身体障害、知的障害、精神障害のいずれも大きく増加しています。また、障害者雇用について、就労を希望する障害者は増加していますが、現実の雇用や就業状況は大変厳しいものとなっています。

このようなことから、障害のある人が地域の中で安心してともに暮らすことのできる社会の実現をめざし、障害のある人が能力に応じた就労等を行い、さらには個々のニーズに基づいた必要な支援サービスを受けることができるよう、多様なニーズに対応する相談支援や障害福祉サービスの充実に努めるなど、住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくりが求められています。

このような状況に対応するため、第 2 次江南市障害者計画では、平成 30 年度までを計画期間としていましたが、国の動向や社会情勢、障害のある人のニーズの変化等を踏まえ、期間満了を待たず計画の見直しを行うこととしました。

以上の点を踏まえ、第 3 次江南市障害者計画を策定します。

※6 発達障害

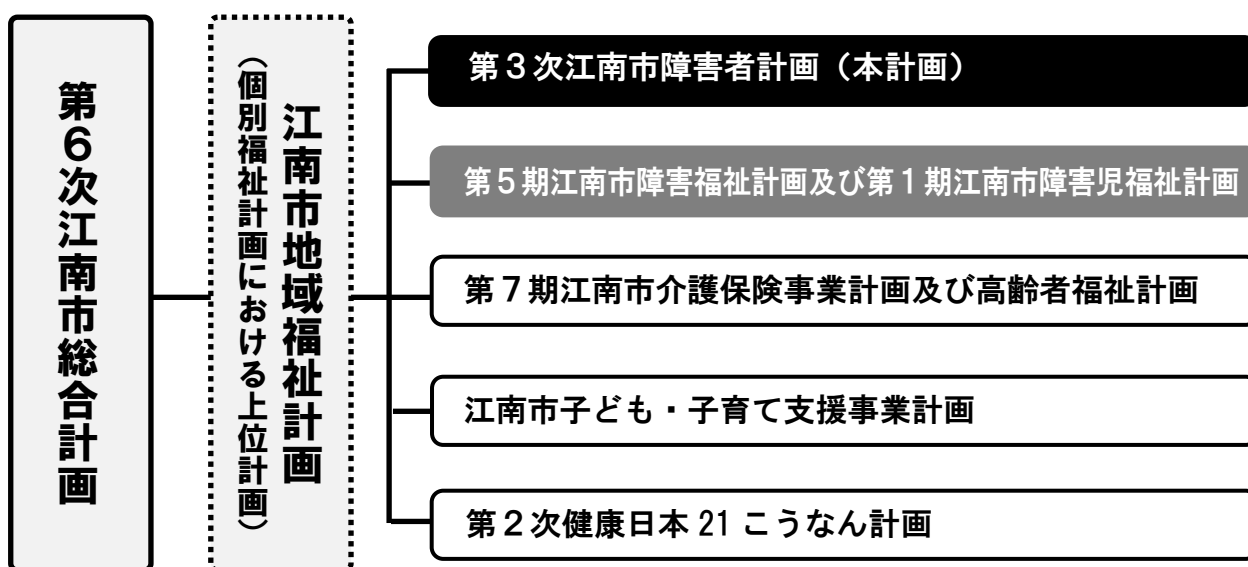
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。障害者総合支援法では、精神障害に位置づけられている。

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として位置づけられるものであり、本市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画として策定します。

また、「第6次江南市総合計画」や「江南市地域福祉計画」等の上位計画及び障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにする「第5期江南市障害福祉計画及び第1期江南市障害児福祉計画」と整合を図ります。

#### ■ 計画の位置づけ



#### ■ 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけ



	障害者計画	障害福祉計画及び障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
性 格	障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画	計画最終年度における成果目標や各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとの量の見込みと確保のための方策等の計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン2020」を基本とした計画	障害者計画の「障害福祉サービス等の推進」、「障害児支援体制の強化」を中心とした施策の具体的な量の見込みと確保方策を記載した計画



#### (4) 計画の期間

本計画の期間は平成 30 年度から平成 38 年度までの 9 年間とします。

##### ■計画の期間

	平成 30	31	32	33	34	35	36	37	38
第 3 次江南市障害者計画 (本計画)									
第 5 期江南市障害福祉計画 第 1 期江南市障害児福祉計画									

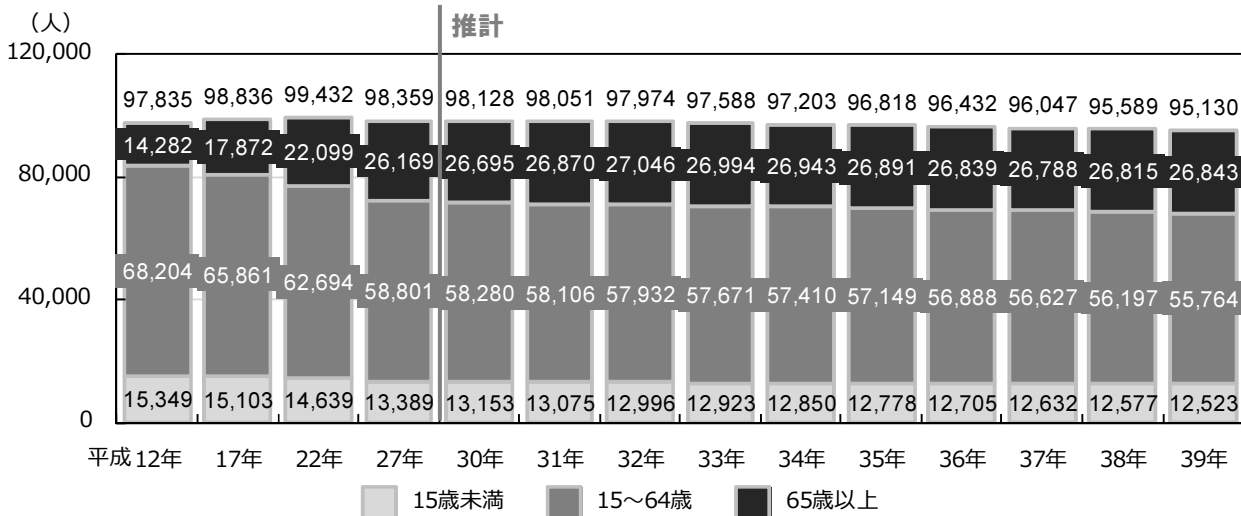
## 第2章 障害者（児）を取り巻く現状

### （1）人口の状況

本市の人口は平成22年をピークに減少に転じており、平成30年以降の推計でも減少傾向が継続することが見込まれています。

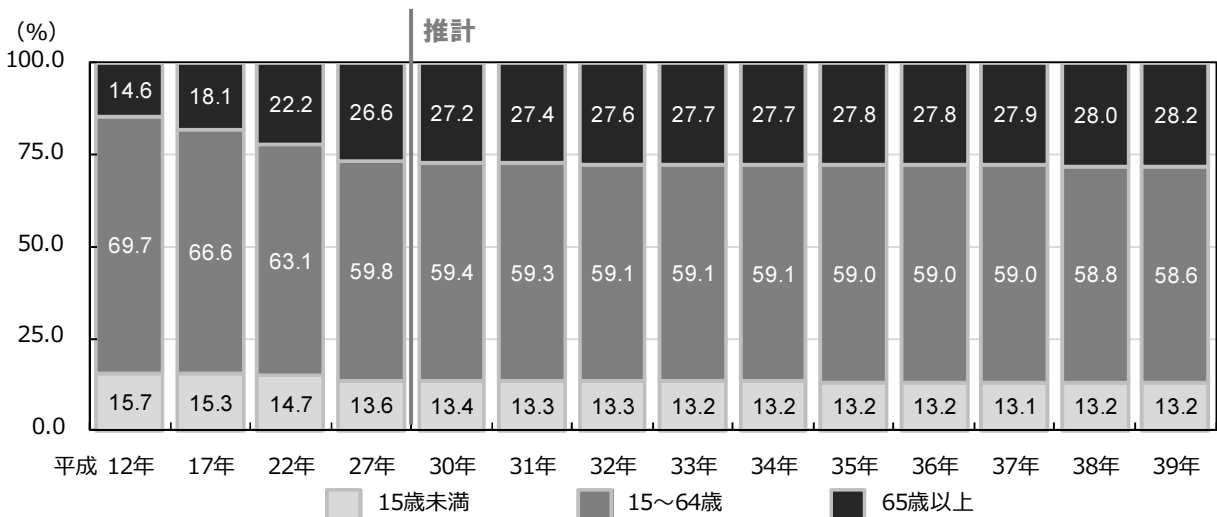
年齢3区分別人口割合の推移と推計をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合は減少傾向で推移していくのに対し、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けていくことが見込まれています。

■ 年齢3区分別人口の推移と推計



資料：平成12年～平成27年…国勢調査  
平成30年以降…第6次江南市総合計画

■ 年齢3区分別人口割合の推移と推計



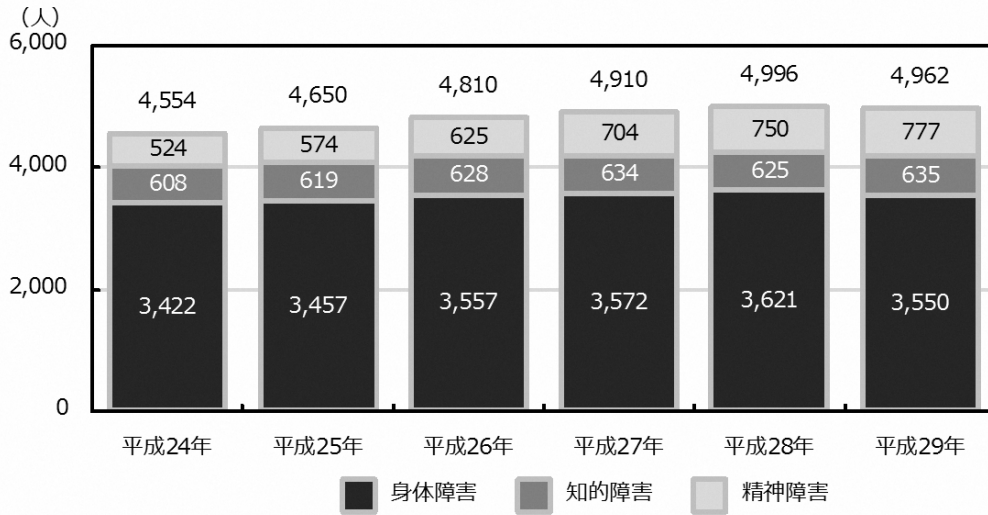
資料：平成12年～平成27年…国勢調査  
平成30年以降…第6次江南市総合計画

## (2) 障害のある人の状況

### ①障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加割合が高くなっています。

#### ■障害者数の推移



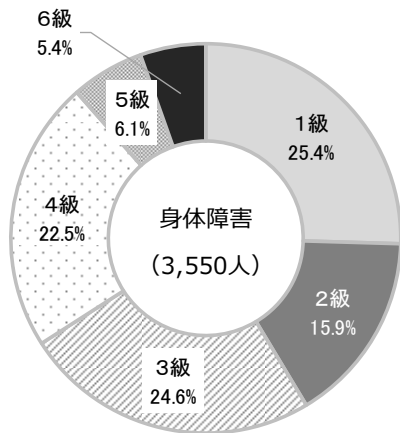
資料：福祉課（各年4月1日現在）

※グラフ中の「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」、「知的障害」は「療育手帳所持者」、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を表しています。

### ②各手帳所持者の状況

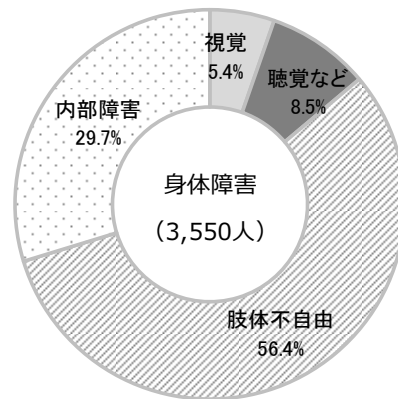
身体障害の内訳をみると、等級別割合では「1級」が最も高くなっています。また、障害種別割合では、「肢体不自由」が半数以上、「内部障害」が約3割で全体の大多数を占めています。

#### ■身体障害 等級別割合(平成29年)



資料：福祉課（4月1日現在）

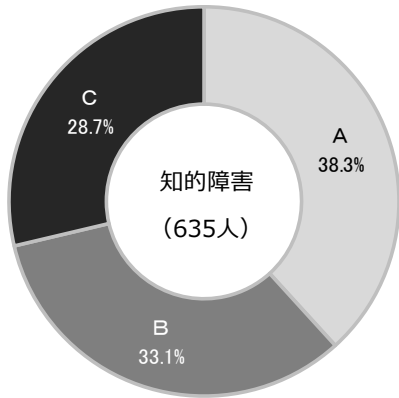
#### ■身体障害 障害種別割合(平成29年)



資料：福祉課（4月1日現在）

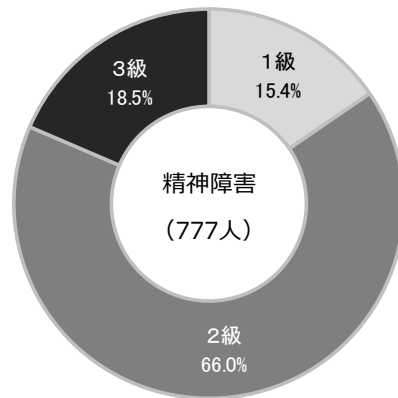
知的障害の内訳をみると、「A」が最も高くなっています。  
 精神障害の内訳をみると、「2級」が半数以上を占めています。

■知的障害 判定別割合(平成 29 年)



資料：福祉課（4月1日現在）

■精神障害 等級別割合(平成 29 年)

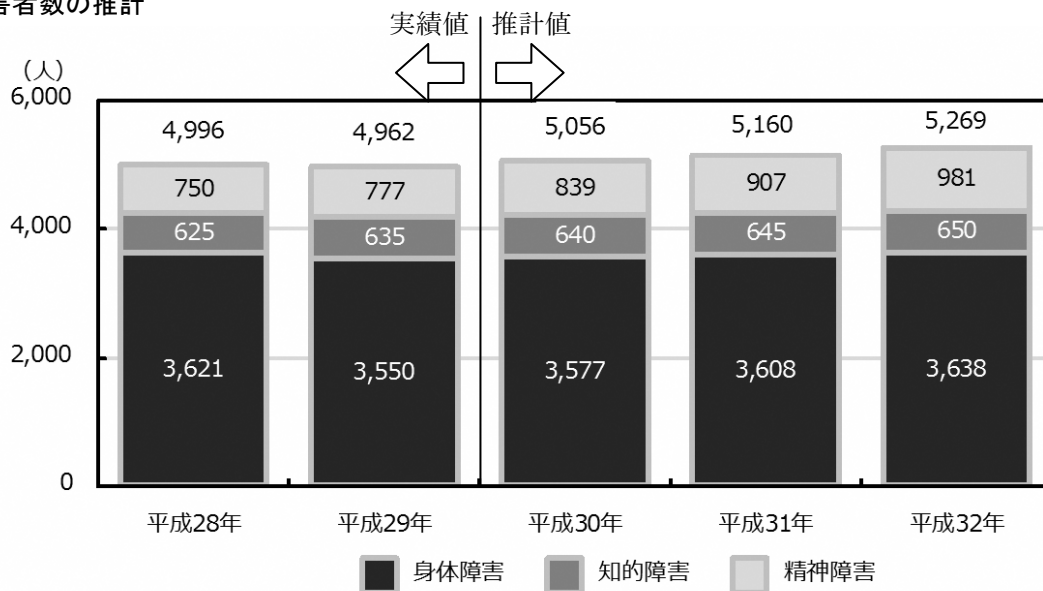


資料：福祉課（4月1日現在）

### ③障害者手帳所持者の推計

本市の人口推計及び障害者数の推移から、平成 32 年までの障害者数を推計しました。  
 障害者手帳取得者の増加及び人口の高齢化により、今後も本市の障害者は増加していくものと予測されます。

■障害者数の推計

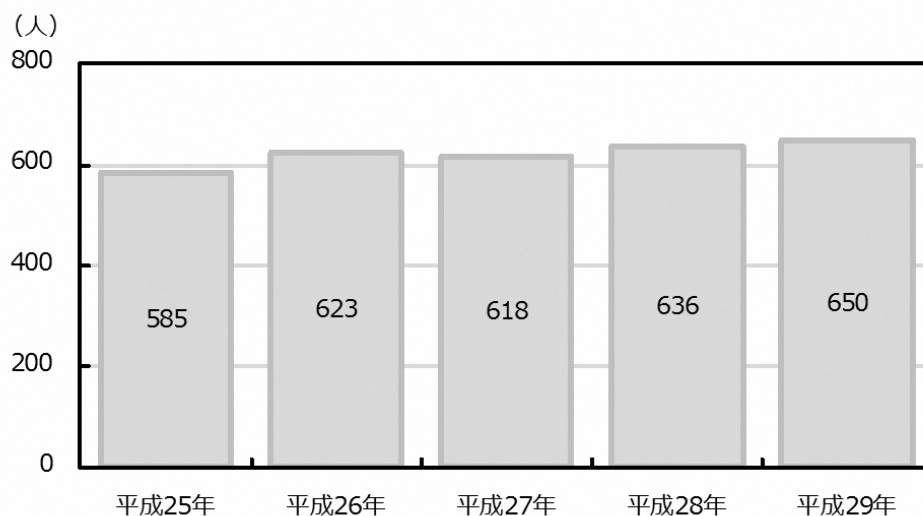


資料：平成 25 年から平成 29 年の手帳所持者数の増減率等をもとに作成

### (3) 難病患者<sup>※7</sup>の状況

難病患者数は、平成29年で650人となっており、年々増加傾向にあります。

#### ■難病患者数の推移

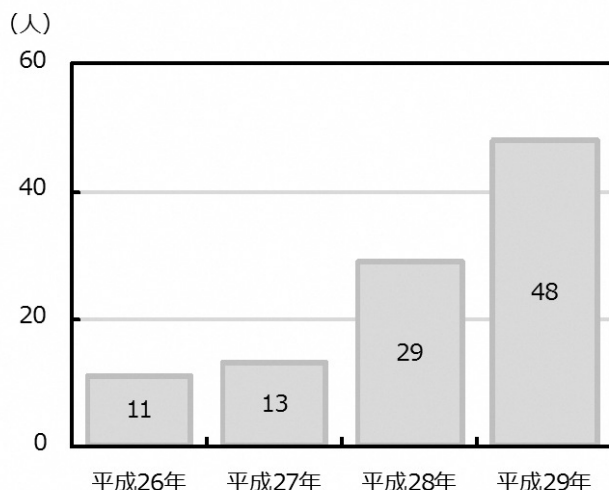


資料：江南保健所事業概要（各年4月1日現在）

### (4) 虐待・DV<sup>※8</sup>の状況

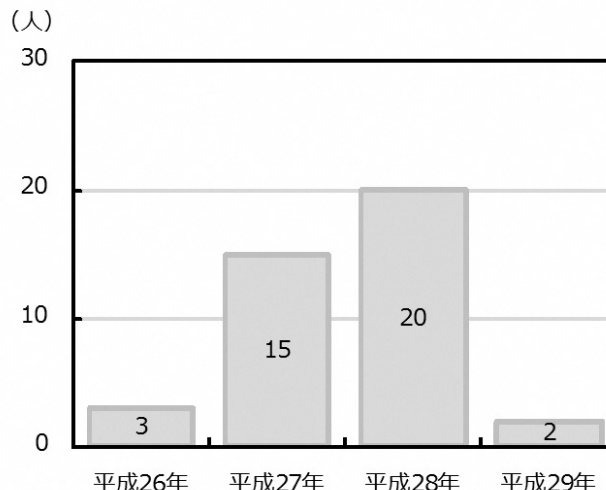
障害者虐待相談件数は年々増加傾向にありますが、DV相談件数は年によって大きく違いがあります。

#### ■障害者虐待相談件数の推移



資料：福祉課（4月1日現在）

#### ■DV相談件数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

#### ※7 難病患者

国が定める難病（治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病のなかで、国が対象範囲を定めることになっているもの）等を患っている人。

#### ※8 DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力であり、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

## (5) 就労の状況

犬山公共職業安定所管内における就業等の状況をみると、精神障害において新規求職者数、就職件数、新規求職登録件数、有効求職者数が多くなっています。

また、法定雇用率<sup>※9</sup>達成企業の割合は50.0%、障害者雇用率は1.61%となっています。

### ■犬山公共職業安定所管内における障害のある人の就業等の状況

	身体障害	知的障害	精神障害	合計
新規求職者 (人)	120	58	237	415
就職件数 (件)	37	26	114	177
新規求職登録件数 (件)	57	16	120	193
有効求職者数 (人)	133	35	163	331
就職中の者 (人)	529	375	396	1,300
保留中の者 (人)	38	7	43	88

資料：犬山公共職業安定所（平成29年3月末現在）

### ■民間企業における障害のある人の雇用の状況

法定雇用率達成企業の割合	50%（江南市内の対象企業数36社の内、達成企業数18社）
障害者雇用率	1.61%（江南市内の算定基礎労働者数4,143人の内、障害者数66.5人）

資料：犬山公共職業安定所（平成28年6月1日現在）

## (6) 療育・教育の状況

### ①障害児指定園（通園児数）の状況

障害児指定園の加配通園児（個別に支援を受ける園児）数の推移をみると、平成29年で104人となっており、増加傾向にあります。

平成29年現在で障害児指定園は、10園となっています。

### ■障害児指定園（通園児数）の状況

単位：人

保育園名	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
草井保育園	4	8	7	11	9
宮田保育園	4	7	6	11	9
藤里保育園	3	3	6	7	8
古知野北保育園	8	10	6	7	4
あずま保育園	14	11	14	13	12
門弟山保育園	8	5	6	10	14
中央保育園	10	8	14	16	16
古知野西保育園	5	7	7	12	8
布袋北保育園	5	7	6	6	7
布袋西保育園	12	6	6	15	17
計	73	72	78	108	104

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

### ※9 法定雇用率

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。平成30年4月1日より、民間企業は現行の2.0%から2.2%に引き上げになる。

## ②特別支援学校の就学状況

特別支援学校への就学者数は、平成 29 年で 82 人となっています。近隣の一宮東特別支援学校に通学している児童・生徒が多くなっています。

### ■特別支援学校の就学状況

単位：人

種 別	学校名	所在地	江南市の在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
視覚障害	名古屋盲学校	名古屋市	0	0	0	1	1
聴覚障害	一宮聾学校	一宮市	0	3	1	0	4
知的障害	春日台特別支援学校	春日井市	0	0	0	0	0
	一宮東特別支援学校	一宮市	0	14	19	31	64
	三好特別支援学校	みよし市	0	0	0	0	0
肢体 不自由	名古屋特別支援学校	名古屋市	0	0	0	0	0
	一宮特別支援学校	一宮市	0	5	2	5	12
病弱	大府特別支援学校	大府市	0	0	0	0	0
	静岡県立 天竜特別支援学校	浜松市	0	0	1	0	1
計			0	22	23	37	82

資料：教育課（平成 29 年 5 月 1 日現在）

■特別支援学校の就学者数の推移

単位：人

種別	学校名	江南市の在学者数						
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
視覚障害	名古屋盲学校	小学部	1	1	0	0	0	0
		中学部	0	0	1	1	1	0
		高等部						1
聴覚障害	一宮聾学校	小学部	2	4	4	3	3	3
		中学部	0	0	0	1	1	1
知的障害	春日台特別支援学校	中学部	1	1	1	0	0	0
	一宮東特別支援学校	小学部	20	22	21	18	18	14
		中学部	17	15	13	14	14	19
		高等部						31
	三好特別支援学校	中学部	0	0	0	1	1	0
肢体不自由	一宮特別支援学校	小学部	5	6	4	4	4	5
		中学部	6	6	6	3	3	2
		高等部						5
病弱	大府特別支援学校	小学部	0	1	1	1	0	0
	静岡県立天竜特別支援学校	中学部	0	0	0	0	0	1
小学部 計			28	34	30	26	25	22
中学部 計			24	22	21	20	20	23
高等部 計			0	0	0	0	0	37
合計			52	56	51	46	45	82

資料：教育課（各年5月1日現在）

③特別支援学級の状況

平成29年における特別支援学級における在籍児童・生徒数は、小学校で113人、中学校で44人となっています。

■特別支援学級における在籍児童・生徒数

単位：人

区分	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
知的障害	7	8	8	14	12	5	54	10	9	3	22	76
自閉・情緒	13	7	8	7	7	11	53	6	7	6	19	72
弱視障害	0	0	0	0	0	1	1					1
肢体	0	1	0	0	0	0	1					1
病弱	2	1	0	0	1	0	4	0	1	2	3	7
計	22	17	16	21	20	17	113	16	17	11	44	157

資料：教育課（平成29年5月1日現在）



## (7) アンケート結果の概要

### <調査の目的>

「第3次江南市障害者計画」及び「第5期江南市障害福祉計画及び第1期江南市障害児福祉計画」の策定に際し、障害のある方の日常生活や不安に思っていること、福祉サービスの利用実態などを把握し、計画策定や施策の推進の検討資料とするため実施しました。

### <調査の概要>

- ・調査地域 : 市内全域
- ・調査対象者 : 市内在住の各障害者手帳所持者等の方 2,000人を無作為抽出
- ・調査期間 : 平成29年7月28日(金)から8月11日(金)まで
- ・調査方法 : 調査票による本人記入方式  
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

### ■回収結果

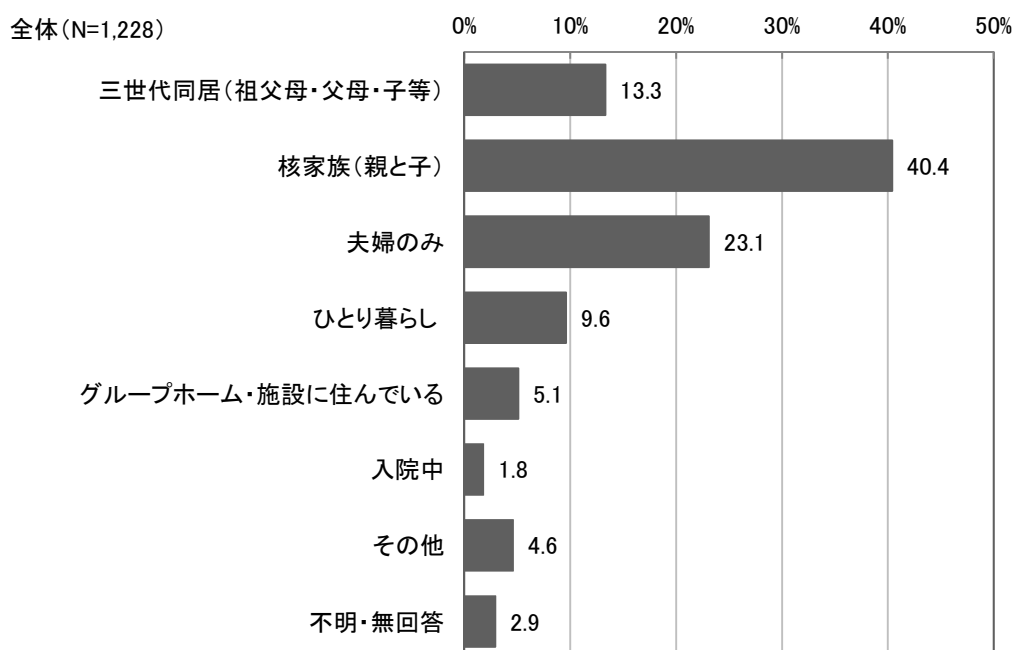
調査対象	配布数	回収数	回収率
手帳所持者等	2,000	1,228	61.4%

※比率は小数点以下第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。

※回答を2つ以上選択できる複数回答では、比率の合計は100.0%を超えます。Nは回答数を示しています。

### ①世帯構成について

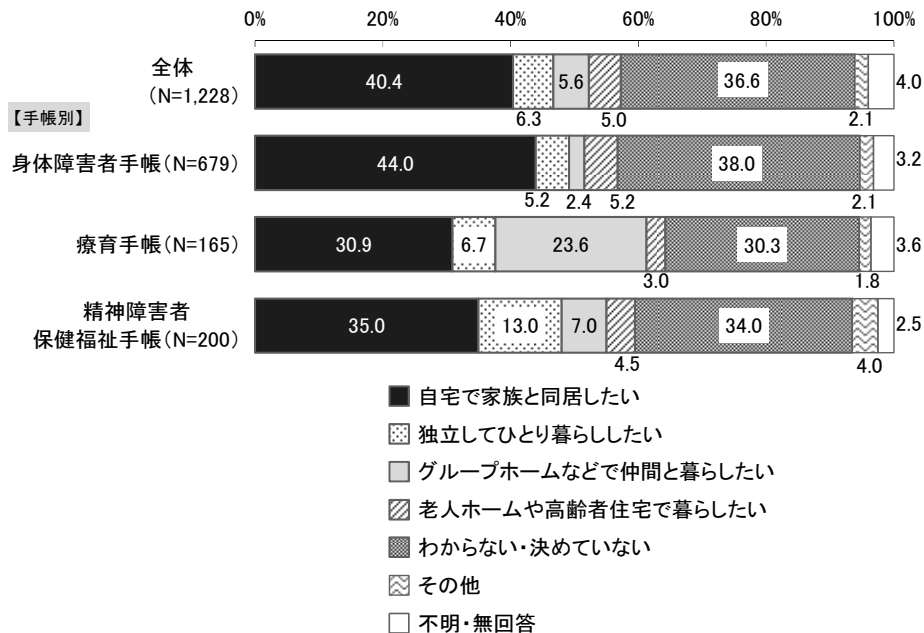
「核家族(親と子)」が40.4%で最も高くなっています。次いで「夫婦のみ」が23.1%、「三世代同居(祖父母・父母・子等)」が13.3%となっています。



## ②将来の生活の意向について

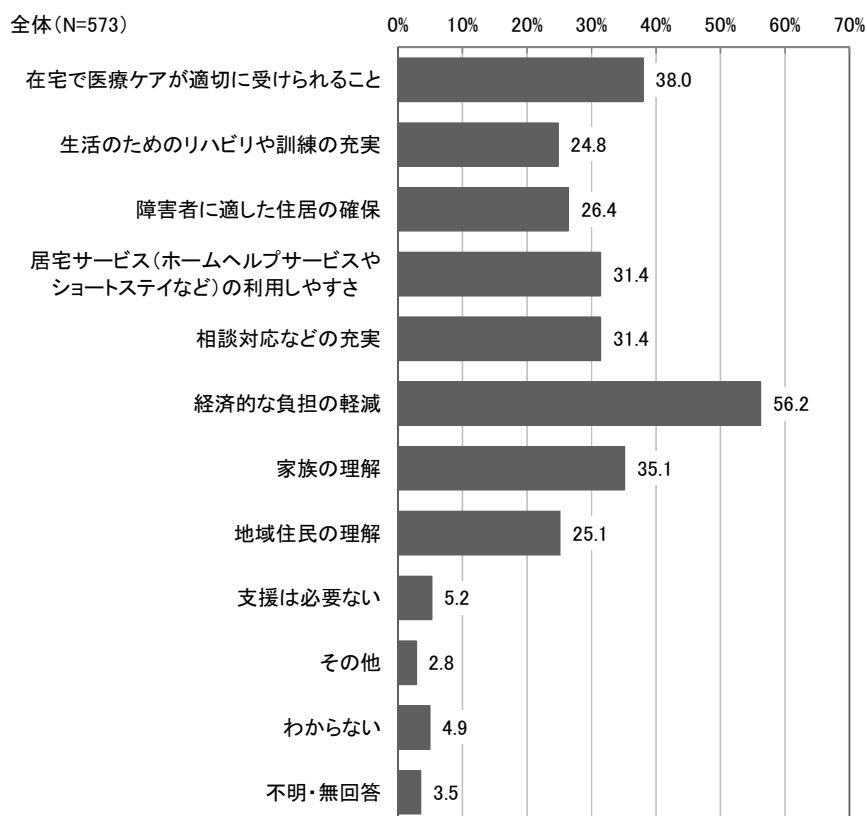
全体では「自宅で家族と同居したい」が40.4%で最も高くなっています。次いで「わからない・決めていない」が36.6%、「独立してひとり暮らししたい」が6.3%となっています。

手帳別でも、いずれも「自宅で家族と同居したい」が最も高くなっています。



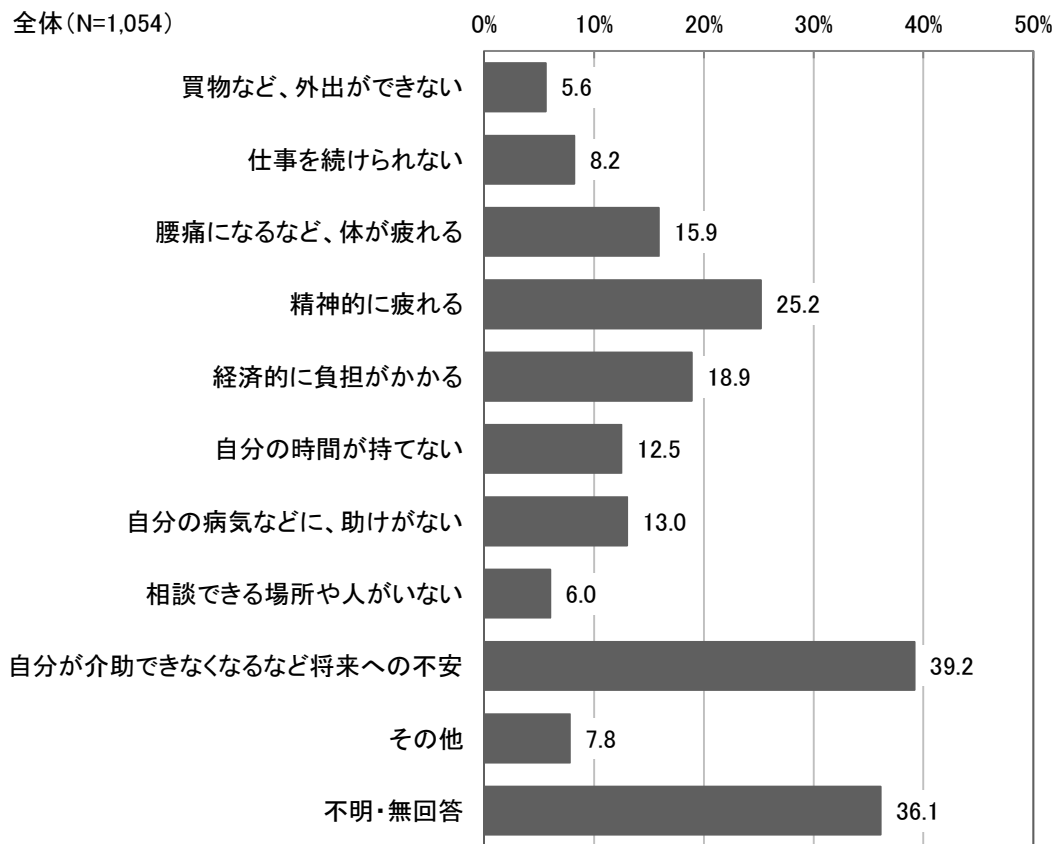
## ③在宅で自立して暮らすために必要な支援やサービスについて

「経済的な負担の軽減」が56.2%で最も高くなっています。次いで「在宅で医療ケアが適切に受けられること」が38.0%、「家族の理解」が35.1%となっています。



#### ④ 介助をするうえで困っていることについて

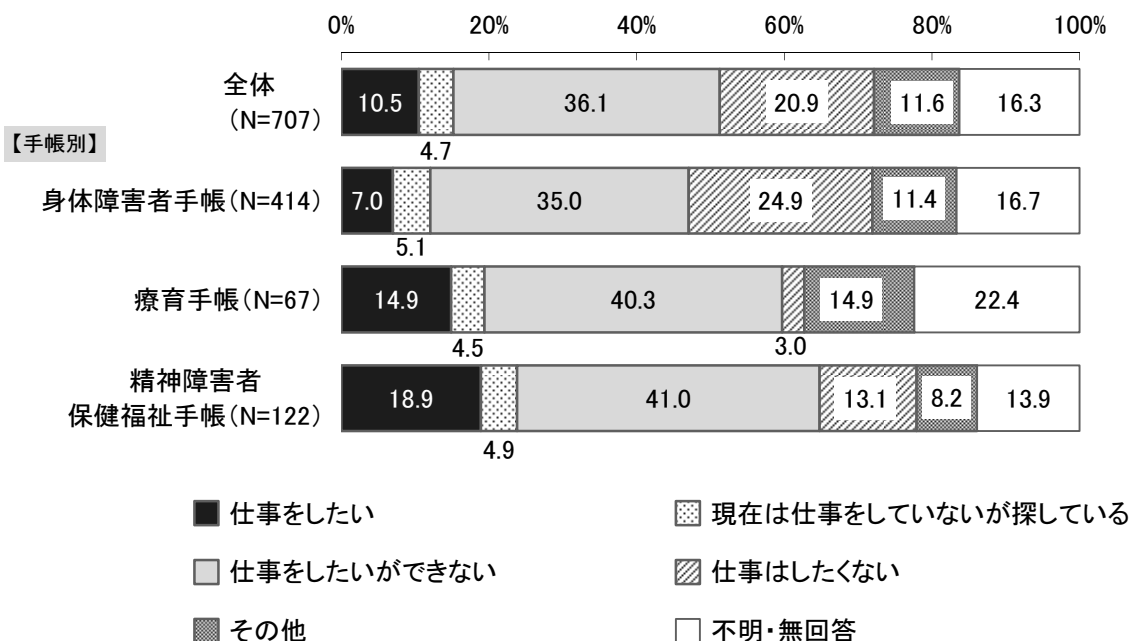
「自分が介助できなくなるなど将来への不安」が 39.2% で最も高くなっています。次いで「精神的に疲れる」が 25.2%、「経済的に負担がかかる」が 18.9% となっています。



#### ⑤ 就労意向について

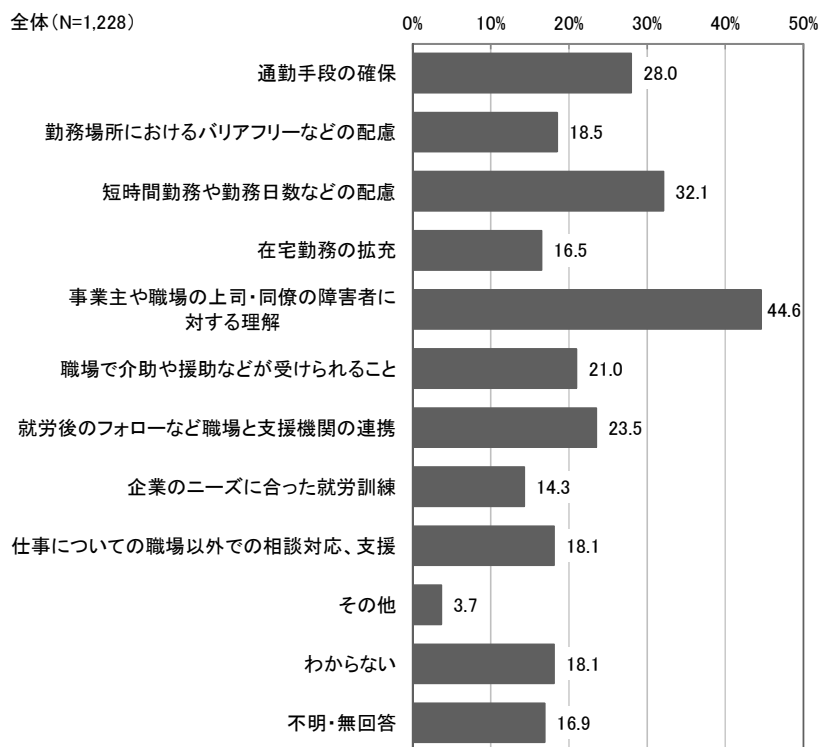
全体では「仕事をしたいができない」が 36.1% で最も高くなっています。次いで「仕事はしたくない」が 20.9%、「仕事をしたい」が 10.5% となっています。

手帳別でも、いずれも「仕事をしたいができない」が最も高くなっています。



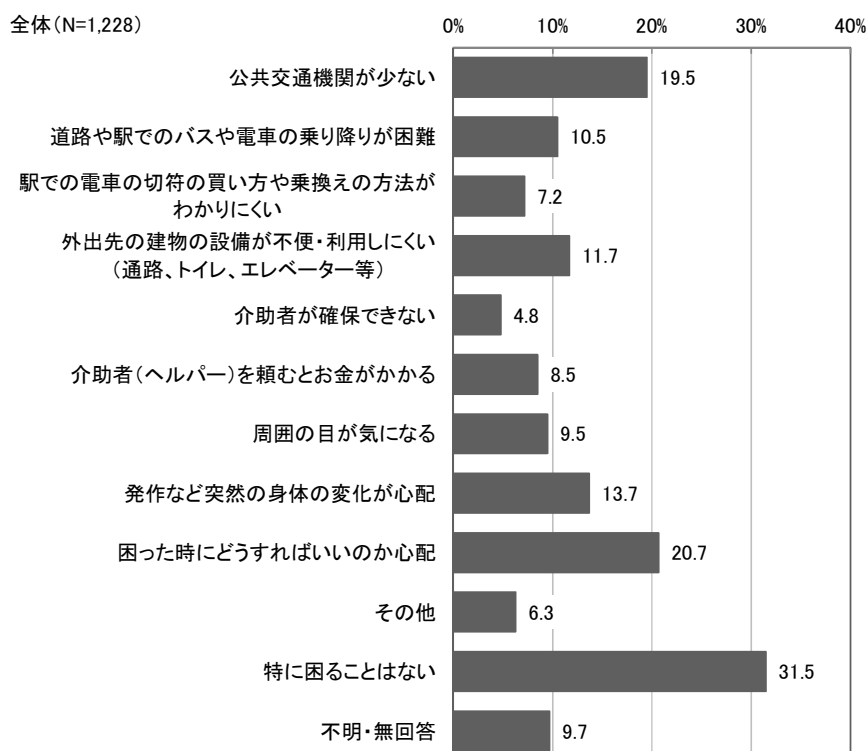
## ⑥就労支援として必要なことについて

「事業主や職場の上司・同僚の障害者に対する理解」が44.6%で最も高くなっています。次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が32.1%、「通勤手段の確保」が28.0%となっています。



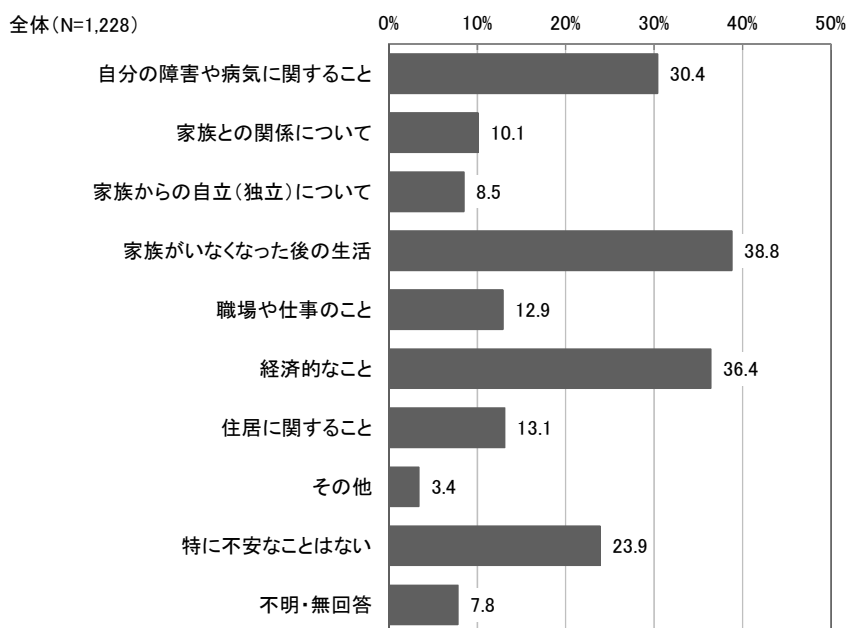
## ⑦外出の際に困ることについて

「特に困ることはない」が31.5%で最も高くなっています。次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が20.7%、「公共交通機関が少ない」が19.5%となっています。



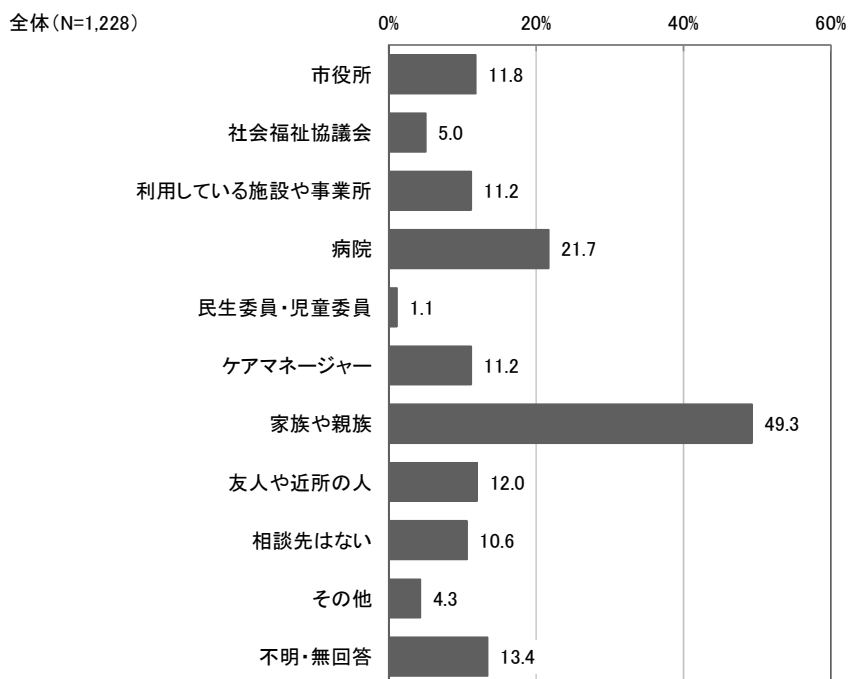
### ⑧現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）について

「家族がいなくなった後の生活」が38.8%で最も高くなっています。次いで「経済的なこと」が36.4%、「自分の障害や病気に関すること」が30.4%となっています。



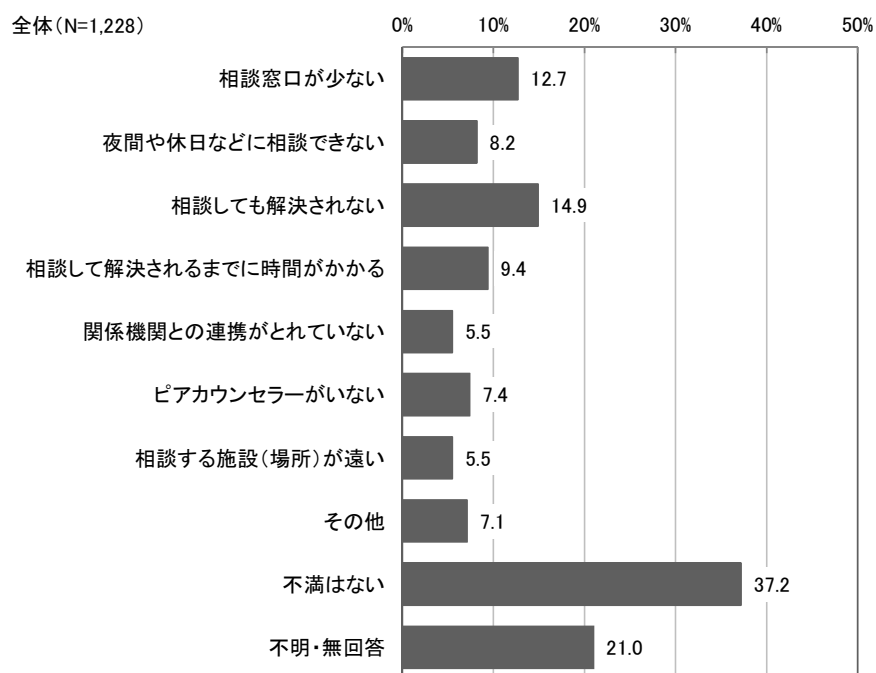
### ⑨不安の相談先について

「家族や親族」が49.3%で最も高くなっています。次いで「病院」が21.7%、「友人や近所の人」が12.0%となっています。その一方で、「相談先はない」が10.6%となっています。



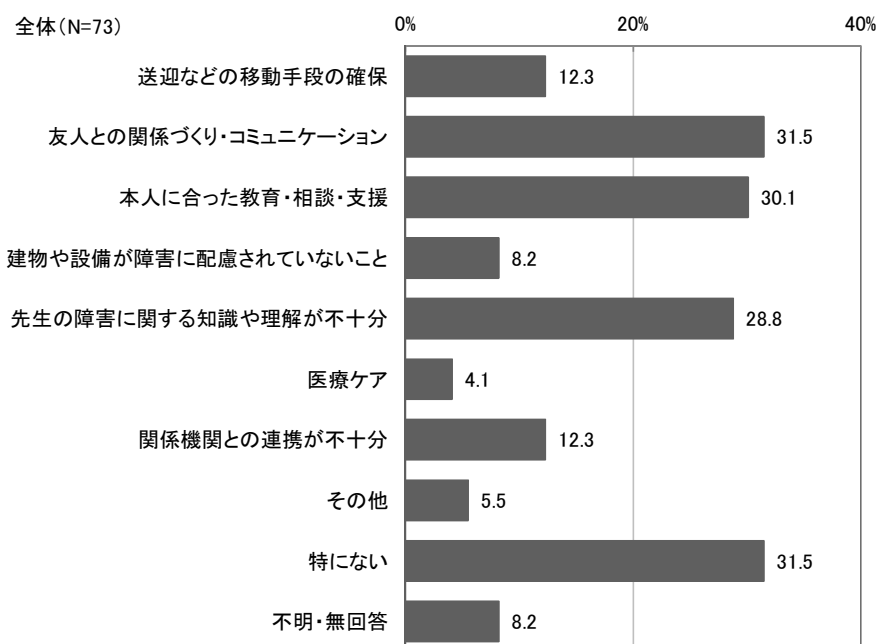
## ⑩障害者支援に関する相談体制について

「不満はない」が37.2%で最も高くなっています。次いで「相談しても解決されない」が14.9%、「相談窓口が少ない」が12.7%となっています。



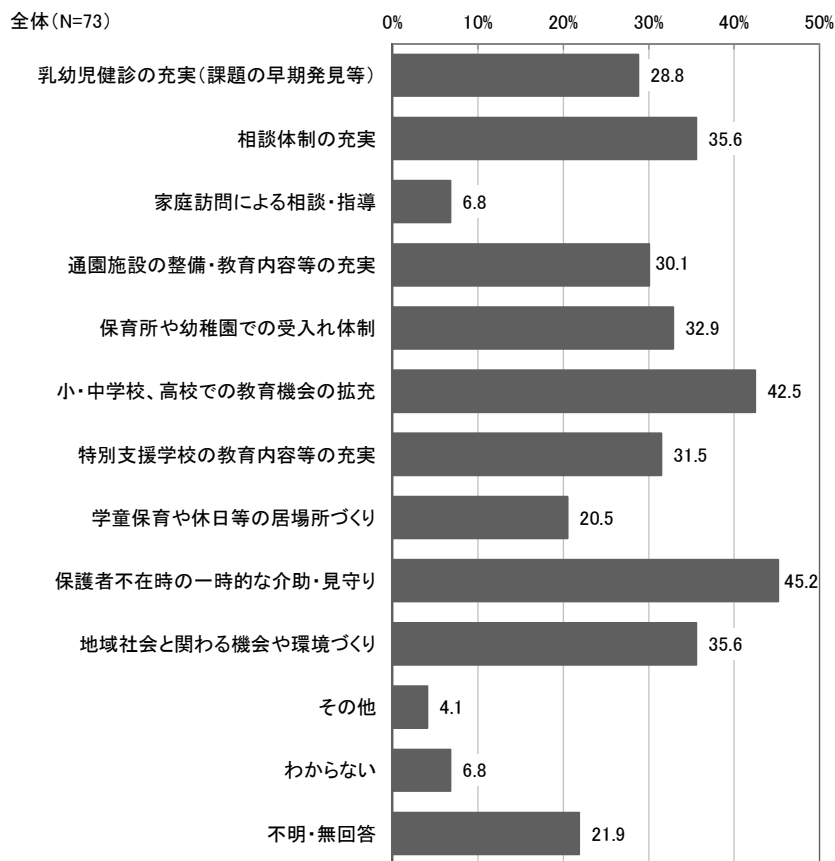
## ⑪学校のことで困っていることについて (18歳未満のみ回答)

「友人との関係づくり・コミュニケーション」、「特にない」がそれぞれ31.5%で最も高くなっています。次いで「本人に合った教育・相談・支援」が30.1%となっています。



## ⑫子どものために特に重要だと思うことについて（18歳未満のみ回答）

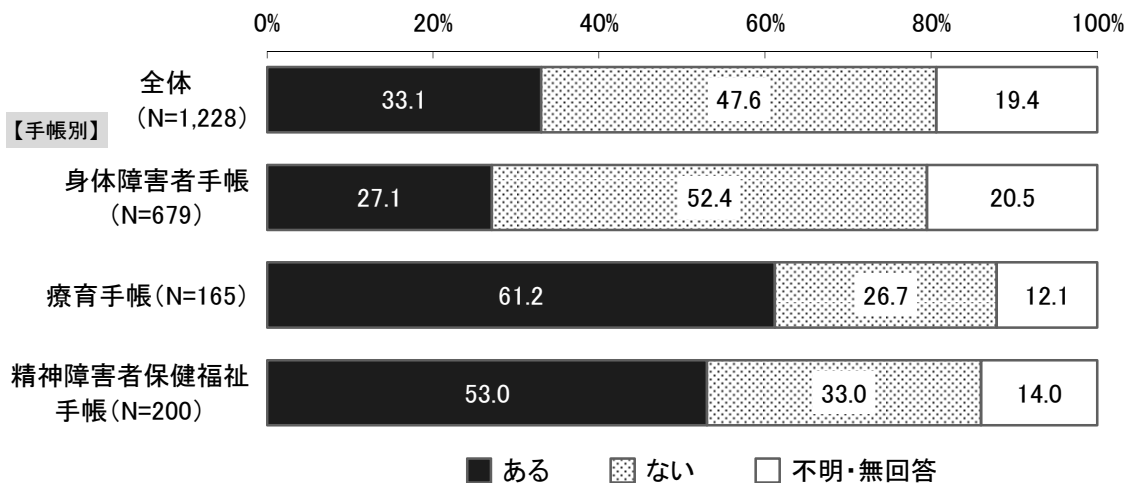
「保護者不在時の一時的な介助・見守り」が45.2%で最も高くなっています。次いで「小・中学校、高校での教育機会の拡充」が42.5%、「相談体制の充実」、「地域社会と関わる機会や環境づくり」がそれぞれ35.6%となっています。



## ⑬障害があることで差別や嫌な思いをする（した）経験について

全体では「ない」が47.6%、「ある」が33.1%となっています。

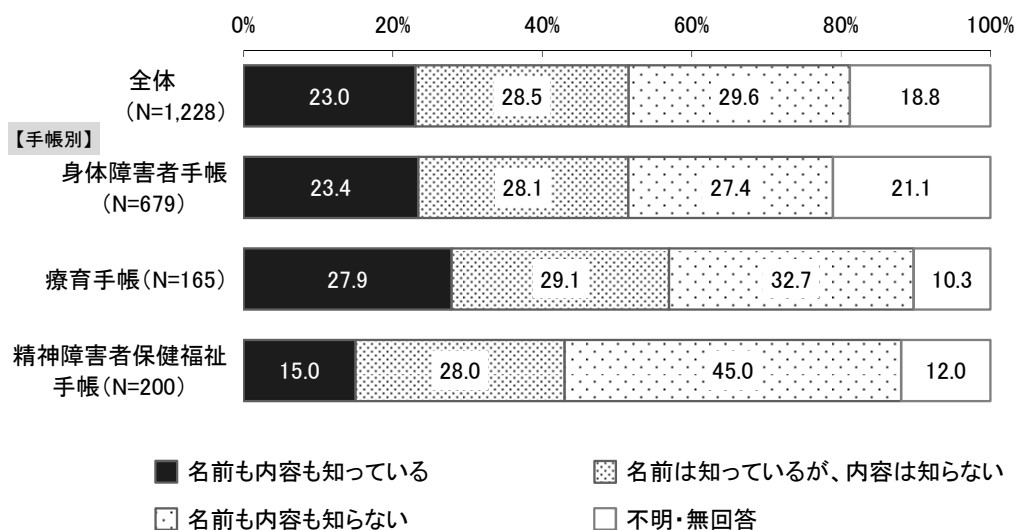
手帳別でみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「ある」がそれぞれ50%を超え、高くなっています。



#### ⑭成年後見制度※10の認知度について

全体では「名前も内容も知らない」が29.6%で最も高くなっています。次いで「名前は知っているが、内容は知らない」が28.5%、「名前も内容も知っている」が23.0%となっています。

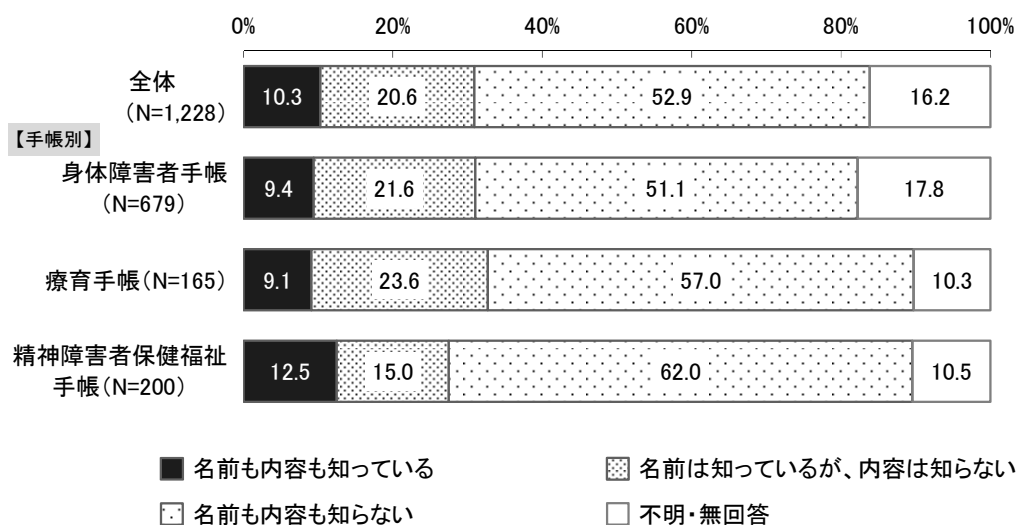
手帳別で見ると、身体障害者手帳で「名前は知っているが、内容は知らない」が、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「名前も内容も知らない」がそれぞれ高くなっています。



#### ⑮障害者差別解消法の認知度について

全体では「名前も内容も知らない」が52.9%で最も高くなっています。次いで「名前は知っているが、内容は知らない」が20.6%、「名前も内容も知っている」が10.3%となっています。

手帳別で見ると、いずれも「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。



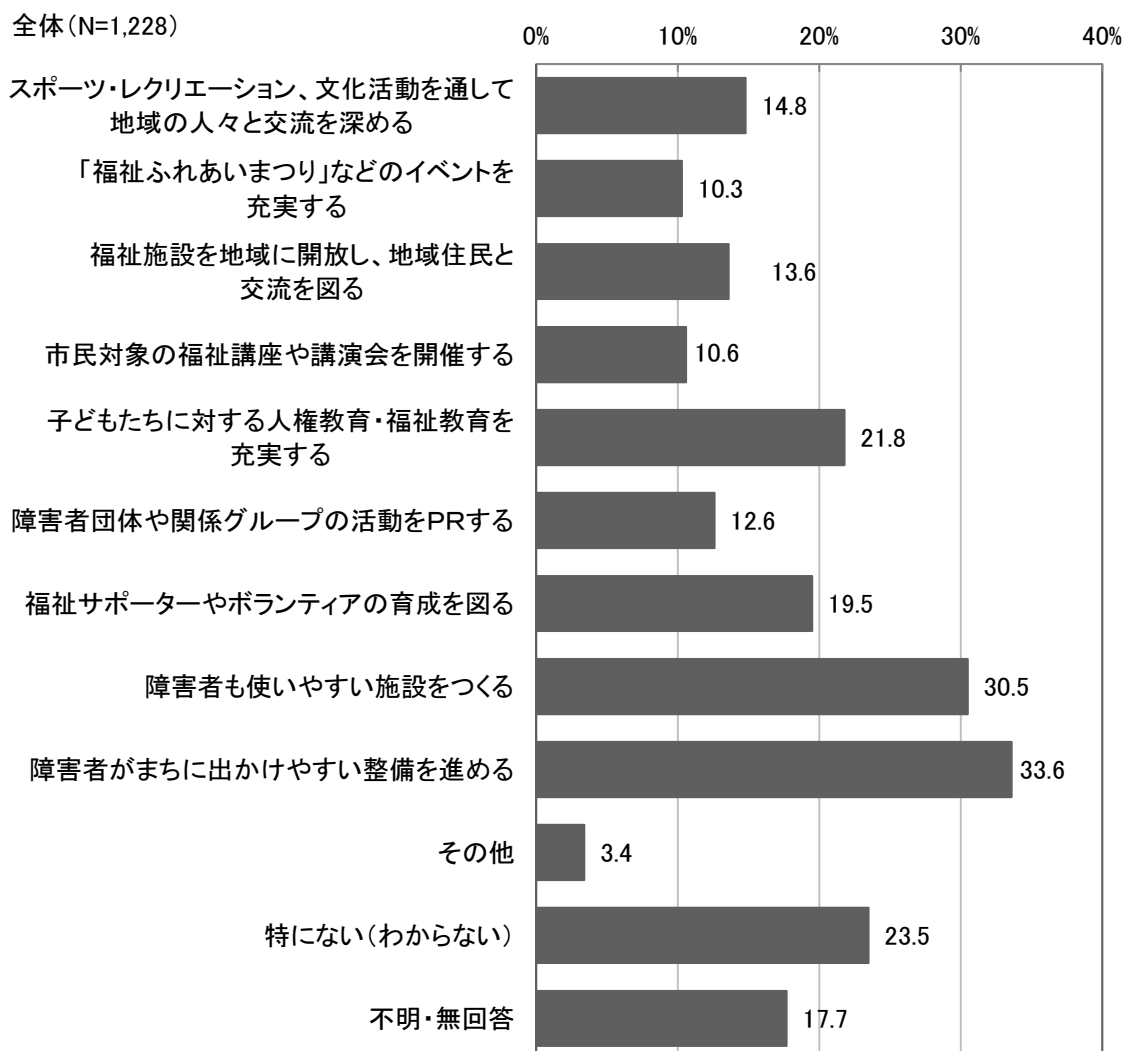
#### ※10 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。



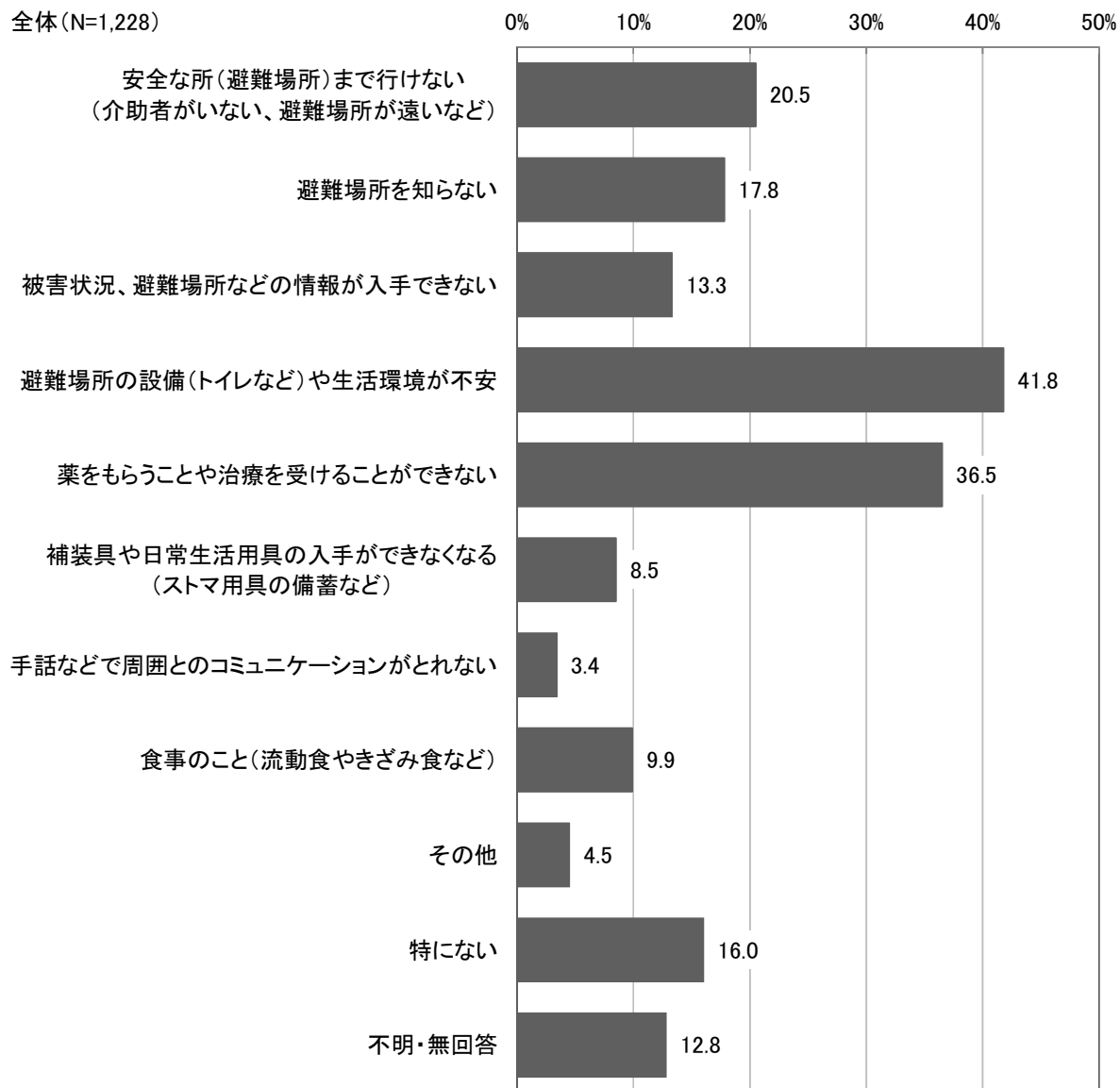
⑩障害に対する理解を深めるために特に力をいれるべきことについて

「障害者がまちに出かけやすい整備を進める」が33.6%で最も高くなっています。次いで「障害者も使いやすい施設をつくる」が30.5%、「特にない（わからない）」が23.5%となっています。



### ⑰災害時に心配なことや困ることについて

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 41.8%で最も高くなっています。次いで「薬をもらうことや治療を受けることができない」が 36.5%、「安全な所（避難場所）まで行けない（介助者がいない、避難場所が遠いなど）」が 20.5%となっています。



## (8) 団体ヒアリング結果の概要

### <調査の目的>

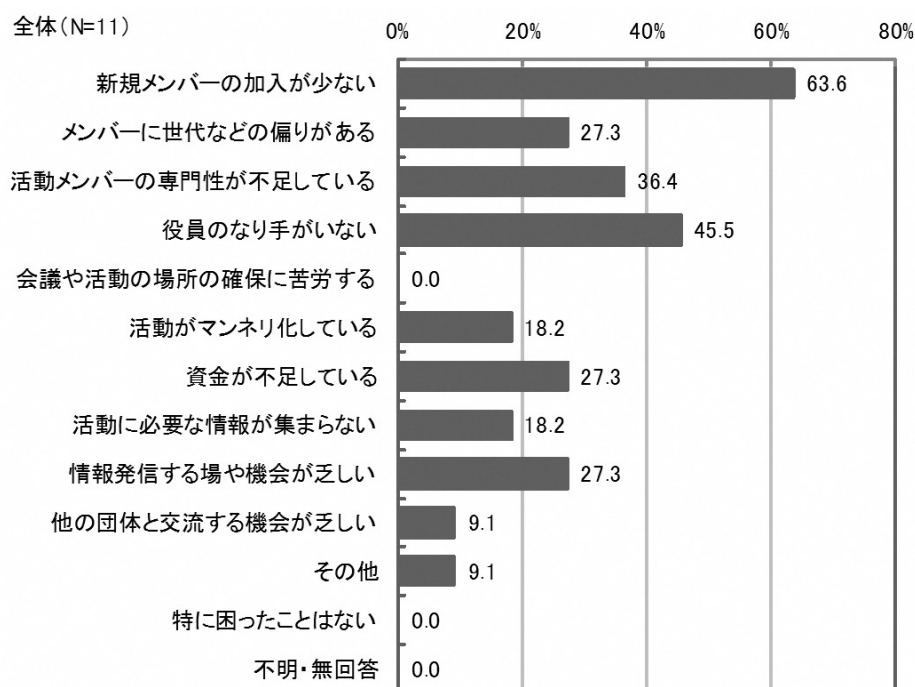
「第3次江南市障害者計画」及び「第5期江南市障害福祉計画及び第1期江南市障害児福祉計画」の策定に際し、障害福祉に携わる活動を実施している団体に対し、活動上の課題や不足している支援などを把握し、計画策定や施策の推進の検討資料とするため実施しました。

### <調査の概要>

- ・調査対象者 : 障害福祉に携わる活動団体 11 団体
- ・調査期間 : 平成 29 年 9 月 15 日 (金) から 9 月 29 日 (金) まで
- ・調査方法 : シート配付による団体記入方式

### ①活動上の課題について

活動上の課題は、「新規メンバーの加入が少ない」が 63.6%と最も高く、次いで「役員のなり手がいない」が 45.5%、「活動メンバーの専門性が不足している」が 36.4%となっています。



### ②不足していると思う支援やサービスについて

No.	不足していると思われるサービスや支援
1	ACT (包括型地域生活支援プログラム)
2	聴覚・視覚障害者への情報
3	移動支援 (特に男性のガイドヘルパー)
4	難聴者・中途失聴者の社会参加に対する支援
5	市民の理解を得るためのPR

### ③各分野で求める合理的配慮について

#### ■建物、公共交通機関等の利用について

内容
市の関連施設には、緊急を知らせるランプをつけてほしい。
交差点の信号を、音で知らせる所を多くする。
電車やバスなど乗り物の案内で、マイクで知らせているようなことを文字表示する。

#### ■情報、コミュニケーションについて

内容
イベント等で手話通訳や要約筆記をつける。
視覚障害者が広報をパソコンで見る時、見たい情報の所が見えるように、目次など工夫してほしい。

#### ■買い物やサービス等の提供について

内容
宅配の不在通知への対応や申し込みなど、すべてにおいてメールやFAXでの対応をとってほしい。
耳マークを見せれば筆記、文字での対応をしてもらえる。

#### ■医療サービスの提供について

内容
医師や看護師が筆談で対応する。
医療施設に手話通訳を常時設置してほしい。
診察の時、文字表示だけでは視覚障害者は順番がわからないので工夫してほしい。

#### ■教育について

内容
精神疾患等についての知識を、学校教育で取り入れてほしい。
義務教育の期間中に、すべての児童生徒が聴覚障害者理解の学習と手話体験をしてほしい。
聞こえに不自由な学生のために文字表記、要約筆記などをつける。

#### ■就労について

内容
採用試験を点字や音声で行う、休憩できる部屋や車いすでも利用できる机を用意する、交通機関の混雑を避けるため勤務時間をずらす、などはしてほしい。

#### ④今後の障害者施策に求めることについて

##### ■保健・医療について

内容
訪問型医療の拡大（精神障害者の受診中断等に対応できる専門性必要）。
健診その他について難聴者が受診しやすいよう、文字表示でのお知らせ、要約筆記者の同伴を認める。

##### ■生活支援サービスについて

内容
グループホームなどの拡充。例えば、江南団地などの空き部屋の利用。
当事者によるピア活動を促す施策。
ろう者や高齢者が安心して利用できる施設がほしい。
難聴者のための生活支援用品などの支給、または補助があることを知らせる。

##### ■相談・情報提供について

内容
専門的な相談員の体制づくり。
顔が見える関係が大切。当事者がわかりやすい（理解できているか確認）情報提供。
市役所の手話通訳の設置日を常時にしてほしい。
パソコン学習（音声）の仲間を増やすための情報提供など、力になってほしい。
子ども向け、保護者向けの電話相談ができるとよい。

##### ■障害のある子どもの教育・育成について

内容
各ライフステージへ移行する時の情報共有がしっかりとできる仕組み。
私達の子育ての時は放課後等デイサービスがなく、働いている人達にとっては今はとてもありがたいし、充実していると思う。今の若い親は共働きが当たり前だし、素晴らしいことである。

##### ■雇用・就労について

内容
公的機関が率先して、精神障害者等の雇用を促進してほしい。
障害に応じた職場の環境や体制を整える。

##### ■スポーツ・芸術文化活動について

内容
少しマンネリ化している。皆でどうして行ったら活気が出るか、楽しめるか、話し合うとよいと思う。
障害者が取り組めるスポーツを、本気になって増やしてほしい。
障害者も共にできるような配慮をする。

### ■まちづくりについて

内容
精神障害の方が主体となり、継続した参加ができる役割をつくる。
聴覚障害に応じた災害時の支援対策を、早期に確認してほしい。
災害時には、障害に応じた対策を考え、実行する。

### ■障害と障害のある人への理解について

内容
義務教育の段階から学ぶ機会が必要。
学校や地域などで、障害者とのふれあいや交流の機会を持つ。

### ■地域福祉の推進について

内容
ボランティア活動の推進。
学校などでボランティアを広く紹介し、参加を促す。授業・部活動に取り入れる。

## (9) 現状と課題のまとめ

### ①障害のある人への理解と支援の促進

障害のある人が尊厳を持ち、地域でその人が望む充実した生活を送るためには、障害に対する理解の促進と差別の防止の取り組みが大切です。

アンケート調査において、障害者差別解消法の認知度は低くなっているため、法律自体の周知度を高めるとともに、どのようなことが差別または合理的配慮の不提供にあたるかといった、法律の内容についての理解の浸透を図っていく必要があります。また、団体ヒアリング調査において、義務教育の段階から障害について理解を深める取り組みや、学校及び地域等との連携により、障害のある人との交流の機会の充実が求められています。

障害のある人に対する差別の防止や合理的配慮の提供について、市民や地域への周知を図ることが必要です。また、幼児期から地域や学校において、様々な人と交流しながら、障害に対する理解を深めていくことが必要です。

### ②自立した生活への支援

障害のある人が、自らの状態や希望に沿った自立した生活を送ることができるよう、必要に応じた支援やサービスが提供できる体制づくりが必要です。また、乳幼児期から学齢期にいたるライフステージに応じた適切な支援を推進するため、関係機関における情報共有や切れ目のない支援が求められます。

アンケート調査において、現在就労していない人のうち4割弱が「仕事をしたいができない」と回答しており、雇用側の理解や勤務時間等への配慮が求められています。また、生活上で不安がある人のうち、1割程度が「相談できる場所がない」と回答しており、総合的な相談支援体制の強化・充実を図る必要があります。子どものために重要だということとして、保護者不在時の介助・見守りや教育機会の拡充が求められています。

相談支援や福祉サービス等、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな生活支援の充実や就労環境の整備等が必要です。

### ③安心・安全な地域づくりの推進

障害のある人が本人の意思決定によって地域生活を送るため、安心・安全な地域づくりが必要です。そのため、施設や歩道等のバリアフリー化等、障害のある人が円滑に利用できる環境整備や災害時の防災・減災対策として、安否確認や避難誘導、また避難所での共同生活への支援の充実が重要です。

アンケート調査において、将来希望する暮らし方として、「自宅で家族と同居したい」が高くなっており、住宅環境の充実が求められます。外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない」という意見もあり、移動手段の確保やニーズに応じた移動支援が必要となっています。また、団体ヒアリング調査において、様々な障害に応じた災害時の支援対策が求められています。

住み慣れた地域で安心・安全に住み続けるため、住宅や歩道等のハード面の整備や災害時における支援の充実を図ることが必要です。

## 第3章 基本的な方向

---

### (1) 基本理念

現在の障害者福祉は、ノーマライゼーション<sup>※11</sup>の考えの下、障害のある人が社会の中で孤立せずに、本人の「自己決定」が最大限に尊重され、能力や個性を最大限に発揮できる場、生きがいを創造できる社会環境づくりが求められています。

また、平成26年に障害者権利条約の批准、平成28年に障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務づけられました。そして、本市では、江南市地域福祉計画において「みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南」を基本理念として掲げ、支え合い・助け合いのまちづくりに取り組むことで、市民一人ひとりの「しあわせ」の実現を目指しています。

そのためには、地域でともに暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう、障害への理解と支え合いの市民意識を形成し、支援体制や生活環境の充実を図ることが必要です。

国の動向や上位計画の方向性を踏まえ、本計画においては誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の考え方にに基づき、次の基本理念を掲げます。

### すべての人の「社会参加と自立」の実現

### (2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画における基本目標として、次の3つの目標を掲げます。

#### 基本目標1 障害のある人への理解と支援の促進

障害のある人もない人も、相互に個性を認めあい尊重しあうとともに、あらゆる社会参加の機会が均等に得られるよう、差別・偏見の解消、情報・コミュニケーション手段の充実など、あらゆるバリアの解消に努めます。

#### 基本目標2 自立した生活への支援

障害のある人が、健やかで、地域で自立して豊かに暮らせるよう、保健・医療や生活支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、権利擁護事業の整備など、自立した生活を支援します。

また、自己選択と自己決定のもとにそれぞれの能力が十分に発揮できるよう、教育・育成の充実、就労機会の拡大、諸活動への参加・参画の促進など社会参加への支援をします。

#### 基本目標3 安心・安全な地域づくりの推進

障害のある人が、住み慣れた地域の中で、安心・安全に暮らしていけるよう、共生社会を目指し、支え合いのある仕組みづくりを支援します。

---

※11 ノーマライゼーション

障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。



### (3) 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
すべての人の「社会参加と自立」の実現	基本目標 1 障害のある人への理解と支援の促進	(1) 障害のある人の差別の解消
		(2) 障害のある人を支える活動の支援
		(3) スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動の推進
		(4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	基本目標 2 自立した生活への支援	(1) 相談支援体制の強化
		(2) 権利擁護・虐待の防止
		(3) 障害福祉サービス等の推進
		(4) 障害児支援体制の強化
		(5) 教育の振興
		(6) 保健・医療体制の整備
		(7) 雇用、就労の促進
	基本目標 3 安心・安全な地域づくりの推進	(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
(2) 災害時における支援体制の構築		

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 障害のある人への理解と支援の促進

#### (1) 障害のある人の差別の解消

##### 現 状 ・ 課 題

- 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障害のある人に対する「差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を推進していく必要があります。アンケート調査では、障害者差別解消法の認知度はいずれの障害においても「名前も内容も知らない」が高くなっており、法律自体の周知度を高めるとともに、どのようなことが差別または合理的配慮の不提供にあたるかといった、法律の内容についての理解の浸透を図っていく必要があります。
- 団体ヒアリング調査では、合理的配慮として電車やバス等における文字表示やイベント等における手話通訳者・要約筆記者等の配置が求められています。
- 「障害者総合支援法」の改正では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<sup>※12</sup>の構築が求められています。一方で、アンケート調査では、差別や嫌な思いをした経験について、知的障害や精神障害のある人で半数を超える人が「あった」と回答しています。
- 障害のある人の自立した地域生活の実現に向けては、地域住民の理解と協力が不可欠です。障害についての正しい知識や、障害のある人への理解を深めるための福祉教育及び交流事業など、福祉に関する普及活動が必要です。

##### 施 策 の 展 開

#### ① 普及、啓発の推進

- ・12月3日～9日の「障害者週間」を広報こうなんや市ホームページで啓発し、障害のある人の現状や正しい知識の普及に努めます。
- ・障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法の周知を行います。

#### ② 合理的配慮の提供推進

- ・職員対応要領<sup>※13</sup>に則り、全庁的に障害のある人に対する合理的配慮の提供を推進します。
- ・事業所や施設に対し、合理的配慮や差別的取り扱いについての事例等を紹介します。

---

#### ※12 地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供される仕組み。

#### ※13 職員対応要領

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、障害者差別解消法に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。

### ③ 福祉教育の推進

- ・ 障害のある児童・生徒とともに学ぶ学校生活の中で、障害についての正しい知識の向上を図るため福祉教育を推進します。
- ・ 社会福祉協議会<sup>※14</sup>の協力を得て、福祉協力校で点字・手話・車いす・盲人ガイド等を体験する福祉実践教室を開催し、福祉に関心を持つ教育を推進します。

### ④ 交流の機会や場の充実

- ・ 障害者施設や各種団体が主催するイベントなどへの支援及び啓発に努めます。

---

#### ※14 社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。

## (2) 障害のある人を支える活動の支援

### 現 状 ・ 課 題

- 障害のある人の地域生活を支えるためには、ボランティア活動はとても重要な活動であり、ボランティアによる手助けや地域の見守りなど、公的なサービス以外における支援が重要です。
- 近年の少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により、支援を必要とする人が増えている一方で、それを支える担い手は増えていかず、一部の活動主体者に負担がかかっているという現状があります。
- NPO<sup>※15</sup>・ボランティア活動の情報提供や育成、活動支援等、自主的な組織づくりへの支援が必要です。

### 施 策 の 展 開

#### ① ボランティア・協働意識の醸成

- ・広報こうなんや市ホームページにより、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」及び「江南市市民参加条例」の啓発を行い、活動意欲の高揚を図ります。
- ・NPO・ボランティア団体育成のための「NPO・ボランティア講座」を、中間支援団体等と協働で講座を開催し、市民の参加意識を高めます。

#### ② NPO・ボランティアの育成

- ・ボランティア活動に関心のある人に対し、社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の紹介、参加及び研修などの支援に努めます。
- ・犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町と共同で尾北地区聴覚障害者福祉協会に委託し、手話奉仕員養成講座及び講座修了者に対するスキルアップ研修を開催し、手話通訳者の養成に努めます。

#### ③ NPO・ボランティアへの支援

- ・地域で活動するNPOやボランティア団体の情報を掲載したNPO・ボランティアガイドブックを活用し、情報提供に努めます。
- ・市民活動情報サイト「協働ステーションWeb」により、活動情報や補助金情報の周知に努めます。

#### ④ 障害のある人を支える担い手の育成

- ・研修や講座等を通して、障害のある人を支えるために、必要な知識・スキルを有する人材育成に努めます。

---

※15 NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

### (3) スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動の推進

#### 現 状 ・ 課 題

- 障害のある人が生きがいをもって暮らしていくことや、社会参加手段のひとつとして、スポーツや芸術文化活動への参加は重要です。
- 国では、障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の充実として、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置等を進めています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、障害者スポーツの気運が高まっていくことが期待されます。
- 本市では、障害のある人が参加しやすいよう、講演会等の開催時には手話通訳者や要約筆記者の配置に努めています。また、平成30年度に開館が予定されている、スポーツ・レクリエーションの拠点となる新体育館の建設においては、誰もが快適、安心・安全に施設利用ができるよう、ユニバーサルデザイン<sup>※16</sup>を導入しています。
- 障害の有無に関わらず自主的・積極的に参加できるよう、移動支援やコミュニケーション支援、施設のバリアフリー<sup>※17</sup>化等を総合的に進めていくことが重要です。

#### 施 策 の 展 開

##### ① スポーツ・レクリエーション及び芸術文化活動の推進

- ・スポーツ、芸術文化活動等に関する情報を広報こうなんや社協だよりに掲載し情報提供に努めます。
- ・障害者スポーツ大会や障害者作品展への参加支援に努めるとともに、スポーツ大会や作品展などの行事の運営を支援します。

##### ② 活動に参加しやすい環境の整備

- ・芸術文化活動への参加を図るため、講演会等の開催時は、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。

---

#### ※16 ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。バリアフリーは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態のことをいうのに対し、はじめから障壁（バリア）をつくらないという考え方をユニバーサルデザインという。

#### ※17 バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

## (4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

### 現 状 ・ 課 題

- 日常生活に必要な情報を円滑に入手できること、また自分の意思表示ができ、周りとのコミュニケーションをとれることは、障害のある人の地域生活において非常に重要です。
- 「障害者差別解消法」に基づき、障害が理由で情報の入手に困難を生じることがないように、合理的配慮を踏まえた情報提供体制を構築していく必要があります。
- 障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保が必要です。

### 施 策 の 展 開

#### ① コミュニケーション手段の確保

- ・障害のある人のニーズに合った適切な補装具や日常生活用具に関する情報を提供し、その普及に努めます。
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣について周知を図るとともに、福祉課に設置している手話通訳者の利用促進に努めます。
- ・手話及び意思疎通支援のための手段について学ぶ機会の確保や情報発信等を行い、情報のバリアフリー化を推進します。

#### ② 行政情報のバリアフリー化

- ・障害のある人に配慮したホームページの作成や、声の広報による情報のバリアフリー化を推進します。

#### ③ 情報通信機器の推進

- ・視覚障害者や聴覚障害者が容易に使用できる、拡大読書器や聴覚障害者用FAXなどの日常生活用具等の活用を促進します。

## 基本目標 2 自立した生活への支援

### (1) 相談支援体制の強化

#### 現 状 ・ 課 題

- 福祉サービスの情報入手や日常生活上の課題への対応として、身近に気軽に相談できる体制が整備されていることは障害のある人が地域生活を送るうえで非常に重要です。
- アンケート調査では、生活上で不安がある人のうち、「相談できる場所がない」と回答している割合が1割程度みられます。相談窓口の周知を進めるとともに、相談員の確保等により、総合的な相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 本市では、基幹相談支援センター<sup>※18</sup>を設置し、障害のある人の総合的・専門的な相談支援を実施しています。しかし、地域には様々な悩みや問題を抱えている人がおり、ひとつの窓口で対応することが困難な場合も想定されます。基幹相談支援センターを中心としながら、関係機関との情報共有・連携体制を強化し、多様なケースに対応できるネットワークづくりを進めていくことが重要です。

#### 施 策 の 展 開

##### ① 相談支援体制の確保

- ・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人の総合相談支援を行います。
- ・基幹相談支援センターや地域包括支援センター等との連携を強化し、分野横断的な相談支援体制を整備します。
- ・身近な相談窓口として、社会福祉協議会障害者相談支援センター及び精神障害者地域活動支援センター「希楽里」の利用促進のため周知・啓発に努めます。
- ・県福祉相談センター、保健所などの相談機関との連携を強化し、相談支援の充実に努めます。

##### ② 総合支援協議会の活用

- ・サービス事業所、保健所、医療機関などの関係者で構成する総合支援協議会を、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう地域課題の解決や地域の関係者によるネットワークの構築に向けた協議の場として活用します。

---

#### ※18 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。

## (2) 権利擁護・虐待の防止

### 現 状 ・ 課 題

- 障害に対する差別や偏見、介護者の心身の負担の増大等を理由とした、障害のある人に対する虐待事案が全国的に増加しています。それを受けて平成24年10月から「障害者虐待防止法<sup>※19</sup>」が施行され、障害者虐待の防止や早期対応についての体制整備が進められています。
- 虐待は重大な人権侵害であり、根絶に向けた総合的な取り組みの推進が必要となります。障害者虐待防止について市民への周知・啓発を進めながら、虐待の未然防止・早期発見につなげるとともに、関係機関の連携強化により、困難事例等への対応力を向上していく必要があります。
- 認知症高齢者等を狙った消費者被害が増加しています。障害のある人の権利擁護に向けては、判断能力が十分でない人の財産管理や契約代行といった支援も重要となります。アンケート調査では、成年後見制度の認知度は全体の2割強にとどまっているため、権利を守る制度についての周知を進めながら、必要な人が円滑に利用できる体制をつくっていくことが必要です。

### 施 策 の 展 開

#### ① 権利を守る制度の利用促進

- ・成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用の円滑化を図ります。
- ・社会福祉協議会の日常生活自立支援事業<sup>※20</sup>について、制度の周知と利用支援を行います。

#### ② 虐待防止体制の整備

- ・障害のある人の支援を行うなかで、関係機関と情報共有し、虐待の未然防止や早期発見にかかる取り組みを行います。
- ・虐待の早期発見・早期対応に向け、通報先の周知に努めます。

---

#### ※19 障害者虐待防止法

障害のある人への虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。国や地方公共団体、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる人を発見した際の通報義務を課すなどしている。

#### ※20 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。



### (3) 障害福祉サービス等の推進

#### 現 状 ・ 課 題

- 障害のある人が地域で自立した生活を営んでいくためには、様々なニーズに対応できる福祉サービスが必要です。
- アンケート調査では、サービス利用の不満として、「相談や手続きが大変」という意見が多くあがっています。また、高齢化が進んでいるなか、障害のある人が高齢期に入った際に、従来利用していた障害福祉サービスから介護保険サービスに切り替わることで、利用に不便が生じるといった課題が出ています。障害のある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」も含め、サービスを必要としている人が円滑に利用できるような支援が必要となっています。

#### 施 策 の 展 開

- ① 障害福祉サービス・地域生活支援事業の提供体制の確保
  - ・「江南市障害福祉計画」に定める障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込みについて、提供体制の確保に努めます。
- ② サービス利用の円滑化
  - ・障害のある人が適切なサービスを利用するために、広報こうなんや福祉ガイドブックにより、障害福祉サービスの周知・啓発に努めます。
  - ・サービス利用に関する基準の明確化に努めます。
  - ・「共生型サービス」の創設等により、高齢期に入った障害のある人のサービス利用の円滑化を図ります。

## (4) 障害児支援体制の強化

### 現 状 ・ 課 題

- 全国的に障害のある子どもが増加するなかで、「児童福祉法」の改正により「障害児福祉計画」の策定が義務づけられるなど、障害のある子どもへの支援体制の強化に向けた取り組みが求められています。
- 障害のある子どもの成長においては、成長段階に応じた適切な支援が行われることが重要となります。しかし、乳児期から保育園、保育園から学校とライフステージが変わるとともに支援機関も変わることで、支援に切れ目ができてしまうことが課題となっています。早期発見・早期療育の体制を整えるとともに、関係機関のネットワーク化を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが重要です。

### 施 策 の 展 開

#### ① 早期発見・早期療育の充実

- ・障害の早期発見は、適切な医療や療育につながることから、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で把握された発達に遅れのある乳幼児や障害児に対し、一宮児童相談センター、医療機関等と連携を図り早期支援に努めます。
- ・障害のある子どもの発達上の支援を、わかくさ園や障害児保育を実施している保育園で実施し、幼児期からの療育指導に努めます。

#### ② 発達障害児への支援

- ・発達障害の相談窓口となる発達障害者支援センターと連携し、日常生活についての相談支援に努めます。
- ・発達障害への理解と正しい知識の普及啓発に努めます。
- ・児童発達支援センター<sup>※21</sup>との連携により、発達障害児への支援に努めます。

#### ③ 障害児支援機関のネットワーク化

- ・障害児支援の中核となる児童発達支援センターの設置により、障害児支援体制の整備に努めます。
- ・総合支援協議会において、関係機関の情報共有を図ります。

#### ④ 児童福祉法に基づくサービスの確保

- ・「江南市障害児福祉計画」に定める児童福祉法に基づくサービスの見込みについて、提供体制の確保に努めます。
- ・「子ども・子育て支援事業計画」と整合を図りながら、障害児保育、学童保育の加配等の体制（個別に支援を受けられる体制）整備を検討します。

---

#### ※21 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

## ⑤ 障害児支援における提供体制の確保

- ・ 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を推進します。
- ・ 障害児通所支援事業所等と保育・教育施設等の育ちの場での支援に協力できる体制を整備し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ・ 重症心身障害児<sup>※22</sup>や医療的ケア児<sup>※23</sup>等の特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備を図ります。
- ・ 障害児相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

---

### ※22 重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。

### ※23 医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

## (5) 教育の振興

### 現 状 ・ 課 題

- 本市では、「ことばの教室」や「まなびの教室」により、通級指導を行っています。また、特別支援学級等支援職員の配置や発達支援員の配置、特別支援コーディネーターの配置により、特別な支援が必要な児童・生徒への支援を行っています。特別支援コーディネーターの資質向上に向けては、江南市教育研究会において研修を行っています。
- アンケート調査では、子どものための支援として特に重要だと思えるものとして「小・中学校、高校での教育機会の拡充」が多くあがっています。障害のある子どもの個性や能力に応じた適切な指導や支援が行われるよう、特別支援教育にかかる職員の資質の向上が必要です。また、インクルーシブ教育<sup>※24</sup>の基盤となる合理的配慮の提供が必要です。

### 施 策 の 展 開

#### ① インクルーシブ教育システムの推進

- ・特別な支援を必要とする児童・生徒の個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導に努めます。
- ・江南市特別支援教育研究会において、特別支援学級を担当する教職員は、小・中学校間の連携を図り障害児教育の理解を深める活動を推進します。
- ・障害のある子どもにも障害のない子どもにも適切な支援・指導がなされるよう各種研修・研究を充実させ、すべての教員や保育士の知識・技能・指導力の向上を図ります。
- ・本人・保護者に対し、十分情報提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、障害の状態、本人の教育的ニーズ、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することを推進します。
- ・言語表現に障害のある児童を対象とした「ことばの教室」を推進します。
- ・学習障害（LD）、発達障害（ADHD）のある児童を対象とした「まなびの教室」を推進します。
- ・思いやりの心と社会性豊かな人間性を育む活動である特別支援学級交流推進事業の推進に努めます。
- ・相談支援事業所及び障害児通所支援事業所等との連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

---

#### ※24 インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。

## (6) 保健・医療体制の整備

### 現 状 ・ 課 題

- 健康に対する意識を高め、自分で健康管理を行うことは、障害の予防と重度化の防止につながります。
- 近年、いじめ・精神的ストレス等により、精神疾患を抱える人が増加しています。自殺防止の観点からも、心の健康についての相談体制を充実する必要があります。
- アンケート調査では、在宅でなるべく自立して暮らすために必要な支援として、「在宅で医療ケアが適切に受けられること」が多くあがっています。医療機関との連携を強化しながら、在宅医療の体制を整備する必要があります。

### 施 策 の 展 開

#### ① 障害の原因となる疾病等の予防・発見

- ・妊娠期、乳幼児期から高齢期に至るまでの各種健診、訪問指導、各種相談・教室など一生涯にわたる健康保持のための保健施策の実施に努めます。
- ・健康を維持推進するため「健康日本21こうなん計画」に基づく、健康づくりを推進します。

#### ② 適切な保健・医療の充実

- ・障害のある人の医療費を助成することにより負担を軽減し、障害に応じて必要な医療の給付が受けられるよう支援に努めます。
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及とともに、身近な病院での地域医療、リハビリテーションができるよう医療機関との連携に努めます。

#### ③ 精神保健の充実

- ・精神保健福祉士が毎月実施する「こころの相談」や、障害のある当事者が相談を実施する「ピアカウンセリング<sup>※25</sup>」等の継続実施に努めます。
- ・市役所相談窓口でも、社会福祉士や保健師等を確保し、相談支援の充実に努めます。
- ・精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、江南保健所管内の自治体などと連携し、支援に努めます。

---

※25 ピアカウンセリング

障害という共通点をもつ人同士が、対等な仲間として相談相手などになり、助けあう方法。

## (7) 雇用、就労の促進

### 現 状 ・ 課 題

- 障害のある人が自分の能力や希望に応じて就労できることは、経済的な自立のみならず、社会参加・生きがいにもつながります。
- アンケート調査では、現在就労していない人のうち4割弱が「仕事をしたいができない」と回答しています。また、就労支援として必要なことでは、いずれの障害でも「事業主や職場の上司・同僚の障害者に対する理解」が高くなっています。
- 福祉的な就労の場を確保するとともに、企業に働きかけ、障害者雇用を促進していくことが必要です。また、平成30年度から新たなサービスとして開始される「就労定着支援」も含め、就労後の定着に向けた相談支援・フォロー体制を構築していくことが必要です。

### 施 策 の 展 開

#### ① 障害のある人の雇用の促進

- ・市職員の障害者雇用にあたっては、障害者雇用促進法に基づき採用に努めます。
- ・公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者雇用の促進・周知に努めます。
- ・市の入札の評価基準に障害者雇用の視点を設け、企業における障害のある人の雇用を促進します。

#### ② 就労に対する相談体制の充実

- ・就労意欲を持つ障害のある人が、その能力や適応に応じた就労ができるよう公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターと連携し、就労に関する相談支援に努めます。

#### ③ 一般就労への移行支援

- ・サービス提供事業者に対して、就労の移行支援に対する取り組みを働きかけ、一般就労への移行を促進します。
- ・就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人のうち、就労後の生活に課題がある人を対象に、相談支援や企業等との連絡調整等の支援を行い、就労定着を促進します。

#### ④ 福祉的就労の確保

- ・障害者総合支援法に基づき、就労に向けた就労移行支援や就労継続支援のサービスを実施する事業所の参入を働きかけ、施設整備の支援に努めます。
- ・障害者就労施設等の授産製品の販路拡大に向け、市役所内における販売場所の設置を行うとともに、障害者就労施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進します。

## 基本目標3 安心・安全な地域づくりの推進

### (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

#### 現 状 ・ 課 題

- 障害のある人が地域において、希望に応じて社会参加し、生きがいを得るためには、誰もが外出しやすい環境が整備されていることが前提となります。障害のある人の視点に立った施設の見直しが必要です。
- アンケート調査では、外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない」という意見もあり、移動手段の確保やニーズに応じた移動支援が必要となっています。
- アンケート調査では、将来希望する暮らし方として、「自宅で家族と同居したい」という意見が多くあがっています。住み慣れた自宅で暮らし続けるため、住宅環境の改善も重要となっています。

#### 施 策 の 展 開

##### ① ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・公共施設では障害者用駐車スペースや思いやり駐車場の確保、入り口のスロープの整備に努めるとともに、障害のある人にも利用しやすいトイレの整備に努めます。
- ・施設利用者の誰もがスムーズな移動ができるよう、バリアの除去に努めます。
- ・「障害者計画」の周知・啓発により、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ・鉄道事業者に対し、多目的トイレ、点字案内等の整備による障害のある人や高齢者等が利用しやすい駅づくり（ユニバーサルデザイン）を働きかけます。

##### ② 移動しやすい環境の整備

- ・鉄道駅、江南厚生病院、江南団地等を結ぶ路線バスやいこまいCARの利用促進を図ります。
- ・障害のある人に対する福祉タクシー料金の助成、自動車改造費の支給により、社会参加や地域イベントへの参加手段の確保を図ります。
- ・障害のある人等が安心して外出できるよう、ヘルプマークの普及・啓発に努めます。

##### ③ 住宅のバリアフリー化の推進

- ・重度身体障害者の日常生活を容易にするため、住宅改善に要する経費の一部を助成する重度身体障害者住宅改善事業の普及啓発に努めます。

##### ④ 居住系サービスの充実

- ・事業所等と連携し、グループホーム等の居住系サービスの充実に努めます。
- ・障害のある人等の住宅確保要配慮者を対象とした住宅セーフティネット制度等を活用し、居住支援に努めます。

## (2) 災害時における支援体制の構築

### 現 状 ・ 課 題

- 障害のある人は、災害時の情報収集や避難行動、避難所での生活等、被災時のあらゆる面において特別な配慮や支援が必要となります。
- 本市では、「避難行動要支援者<sup>※26</sup>名簿」を整備し、民生委員・児童委員<sup>※27</sup>等の地域組織と連携しながら、災害時に支援が必要な人の把握・支援体制の構築に努めています。しかし、災害時においては、自身で適切な避難行動がとれること、また隣近所で助け合いながら避難できることが非常に重要となるため、平常時から、防災意識を醸成することが必要です。特に障害のある人をはじめとする避難行動要支援者への対応について、地域全体の理解の浸透を図ることが重要です。

### 施 策 の 展 開

#### ① 防災対策の推進

- ・各小学校において、関係機関との連携により幅広い年代を対象とした自主防災会合同訓練を行い、自助、共助の意識を啓発し、地域の防災力向上に努めます。
- ・災害発生時の的確な安否確認、避難誘導に向け、避難行動要支援者の登録制度の普及啓発に努めます。

#### ② 避難行動要支援者の把握と支援体制の構築

- ・避難行動要支援者名簿を整備し、活用します。
- ・民生委員・児童委員により作成された「災害時要援護者リスト・マップ」や、独居老人及び高齢者世帯の状況を把握する「生き生きライフカード」を活用し、地域支援体制の強化を推進します。
- ・障害者用トイレなど、一人ひとりの障害に合わせた避難生活ができるよう避難所の整備に努めます。
- ・障害のある人の避難所として、福祉サービスを提供している事業所を利用できるよう支援体制の整備を検討します。

---

#### ※26 避難行動要支援者

障害のある人や高齢者、乳幼児など、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

#### ※27 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。



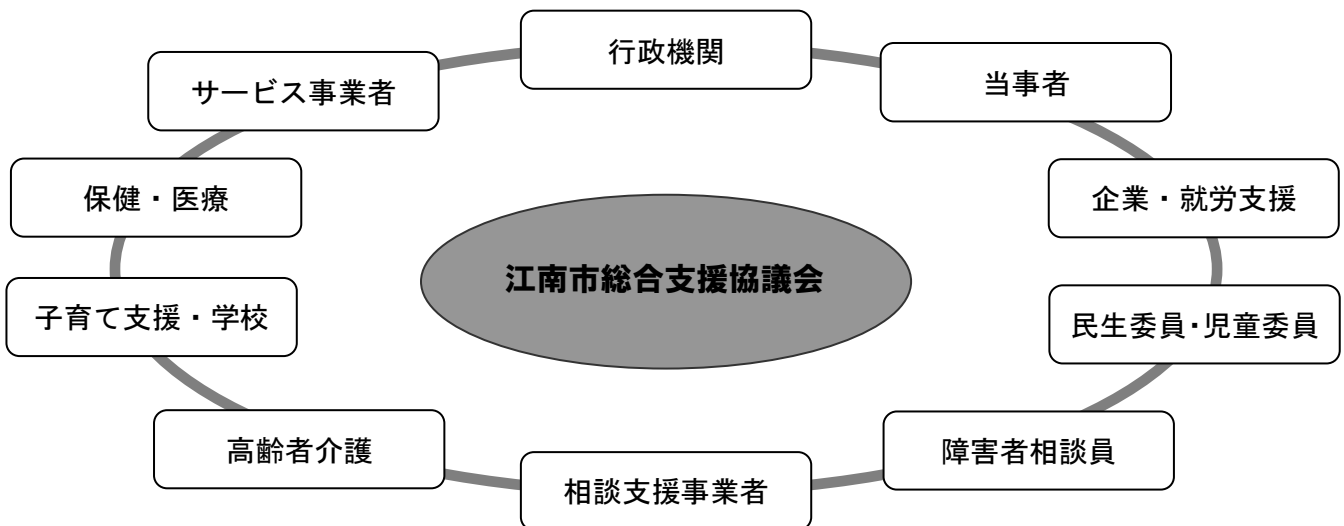
## 第5章 計画の推進に向けて

### (1) 推進体制と計画の進行管理

障害者計画は、保健・医療や子育て支援、高齢者福祉をはじめ教育、労働、生活環境等、多様な分野に及んでおり、多数な施策を総合的かつ効率的・継続的に推進するために、庁内の総合調整と連携が必要です。そのために、施策の進捗状況を把握するとともに、庁内における横断的な連携を図り、施策の総合的な推進に取り組みます。

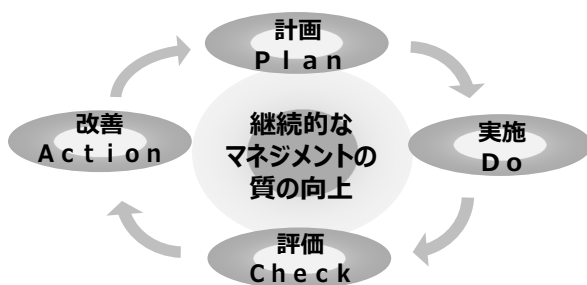
また、障害のある人やその支援者に関する多様な施策を推進するにあたり、中核的な役割を果たす場として、「江南市総合支援協議会」を位置づけます。また、中立・公平な事業の実施のほか、障害のある人のニーズに応じた支援ができるよう協議・検討を行うとともに、PDCAサイクルに基づき、事業の検証を行います。

#### ■江南市総合支援協議会のイメージ



- ①地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ②困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③地域の社会資源の開発、改善

#### ■PDCAサイクルのイメージ



## **(2) 関係機関等の連携**

障害のある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び市などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

また、障害のある人に対する支援やサービスを充実していくため、保健、福祉、医療をはじめ関係機関・団体との連携を図り、総合的に計画を推進します。

## **(3) 計画の普及・啓発**

本計画に定められた障害のある人の福祉に関する施策、障害の予防に関する施策等について、広報こうなん、市ホームページの利用による周知を図ります。また、サービスの利用促進を図るとともに、障害のある人に対する地域住民の理解と協力を得られるよう普及啓発を図ります。

## 第6章 資料編

---

### (1) 江南市総合支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、江南市総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等施策に関する関係機関の連携及び体制に関すること。
- (2) 障害者等福祉サービスの質の向上に関すること。
- (3) 障害福祉計画に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、別表に定める者とし、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、平成24年度の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
犬山公共職業安定所統括職業指導官
江南保健所健康支援課長
医師
江南市社会福祉協議会会長
江南市民生委員児童委員協議会会長
江南市身体障害者福祉会会長
障害者等福祉サービス提供事業者
江南市社会福祉事務所長
高齢者生きがい課長
子育て支援課長
健康づくり課長
教育課管理指導主事

## (2) 江南市総合支援協議会委員名簿

立場	役職	氏名
企業・就労支援	犬山公共職業安定所統括職業指導官	立澤 幸浩
保健	江南保健所健康支援課長	岩佐 健
医療	医師	水谷 直樹
障害者相談員 相談支援事業者	江南市社会福祉協議会会長	石川 勇男
民生委員	江南市民生委員児童委員協議会会長	丹羽 義嗣
当事者	江南市身体障害者福祉会会長	奥村 勝次
サービス事業者	ときわ会「ときわ作業所」施設長	三ツ口 和男
行政機関	江南市社会福祉事務所長	丹羽 鉦貢
高齢者介護	高齢者生きがい課長	倉知 江理子
子育て支援	子育て支援課長	鵜飼 篤市
保健	健康づくり課長	平野 勝庸
学校	教育課管理指導主事	伊藤 勝治

### (3) 策定経過

日程	内容
平成 29 年 7 月 28 日～ 8 月 11 日	アンケート調査の実施
平成 29 年 8 月 17 日	第 1 回江南市総合支援協議会専門部会（福祉サービス部会）
平成 29 年 8 月 24 日	第 1 回江南市総合支援協議会専門部会（相談支援部会）
平成 29 年 8 月 28 日	第 1 回江南市総合支援協議会
平成 29 年 9 月 15 日～ 9 月 29 日	団体ヒアリングの実施
平成 29 年 11 月 15 日	第 2 回江南市総合支援協議会専門部会（福祉サービス部会）
平成 29 年 11 月 16 日	第 2 回江南市総合支援協議会専門部会（相談支援部会）
平成 29 年 11 月 24 日	第 2 回江南市総合支援協議会
平成 29 年 12 月 22 日～ 平成 30 年 1 月 22 日	パブリックコメントの実施

### 第3次江南市障害者計画

発行 江南市 健康福祉部福祉課  
愛知県江南市赤童子町大堀 90  
電話 0587-54-1111 (代表)  
FAX 0587-56-5515  
メール fukushi@city.konan.lg.jp  
発行年月 平成30年3月

